

軍政改革論

陸軍大尉西本國之輔

明治 45. 6. 29
西本



皇國の興敗に關する大問題也、故に苟くも我 皇室の永世無窮の御繁榮
 爲す事ありんば、吾國の利害休戚を以て念とするものは、何物を措きても、先づこの
 國防問題に所究し、眞迷途を嘗して、之を正路に復せざるべからず。所謂三惡税の廢
 止云々の如き又鐵道の廣軌改築問題の如き、之を國防問題に比すれば、其輕重の差殆
 ど天淵も晉ならざる也。而かも世人多くこの國命に關する大問題を遺れて徒らに末節
 の問題に汲々す、吾人其何の故たるを解せざる也。吾人は斷言す。若し吾國防にして
 現在の方針を持続するに於ては、數年ならずして或は、皇國の存立を危うするの大厄
 難を招かんことを

抑々我國が日清戰後、從來の七師團を十三師團に倍加せる所以のものは、露國の對

極東政策愈々惡辣を極め、若し彼の勢力の未だ大に伸びざるに方て、之に一撃を加ふるにあらずんば或は吾國の存立を危うするの虞ありたるに由る。而して我國は日露戰爭に於て遺憾なく此目的を達し得たり。今や對露關係は一變せり、露國は我と競争すべき敵國にあらずして、相提携すべきの友國也。然るに我國朝野の大多數は今日に於ても尙ほ日露干係を誤解し、引續き大陸の内部に深く侵入して、露國と衡を争はんとするの方針を持續し、其結果更に常備師團數を増して十九師團となし戰時に方りては約四十四五師團以上の大兵を滿洲の大平野に集中せんとする計畫を立てたり吾人はこの大陸軍主義の國防を以て我國費膨脹、生産萎靡、國力消磨の大謗法なりとす。吾人は皇國のために極力この迷妄を打破せざるべからず。

我國防上の主腦は言ふまでもなく海軍也。而して現時の我海軍力は一朝有事の日我近海の海上權をだに制する能はざる底に微弱なり。吾人は我國防の局に當るものが、何故に之を整備するに全力を盡さざるかを訝しむ。若し我艦隊にして敵艦隊の擊破する所とならば、台灣、琉球、壹岐、對馬、朝鮮は素より敵の侵略を免れず、本土と雖も恐らく敵彈の脅威を受け、台灣は封鎖せられ、貿易線路は杜絶され、困厄の極自から倒るゝの外なきに至らん。此時に當りて四十五師團何の用ぞ。海岸要塞何の用ぞ。

凡そ宇内に國多しと雖も我國の如く矛盾、虛妄、無主義、無定見の國防方針を持して晏然たるはあらず。これ畢竟我國民の軍事智識缺乏せると或る一派の人士の私心増慢して、皇國あるを遣れたるの致す所也。國政の基本既に斯の如く矛盾、虛妄也。宜なる哉。先きに幸徳某等の自界反逆難起りしことや。而かもこれ少數狗鼠輩の妄動にして未だ國基を危うするの害なかりしと雖も、國防の施設の缺陷に至つては、其影響の及ぶ所、實に皇國の興敗に關す。若し一日を緩するに於ては或は百年の悔を貽さん、萬一我國防の不完不備なること現状の如くにして東洋の風雲急に一髮千鈞を繋ぐの危機に際會するに於ては、知らず、我同胞は何に頼て他國侵逼難を免れんとするや。

然れども謗法を退治せざれば正法は光を發せず、國防は整理せられざる也。故に現下の先決問題は國民の力を以て、彼等謗法的國防を頑守する奴輩を退治するにあり。

仰ぎ願くは、國民の自覺に頼て彼等謗法邪義の輩を退治し正法をして其光を放たしめ、日本國乃至一閭浮提をして普く吾が

天皇陛下の威徳に潤はしめよ。

若し此論を破せんとするの智者あらば伏て高教を仰ぐべし。而かも此論にして破ぶられずば、希くは吾等相携へて與に共に謗法を退治せん。

平和論を破り我國々防策の矛盾に及ぶ

凡そ世に國際競争の止まざる限り國防の施設を整備するの要あるは智者を待たずして明らか也。近時各國共に軍費の負擔の激増に苦しむの狀あるや、國際平和論頓に勃興し、漸次其勢力を加へ先きには露國皇帝の主唱にかゝる二回の國際平和會議海牙に開かれ、其結果國際紛議を解決するの機關として海牙の仲裁々判所は設けられ、後には英米兩國間に一切の紛議を仲裁々判によつて解決せんとする所謂總括的仲裁々判條約締結の議ありて、今や其交渉中に屬し、其將來は有望なりと期待せらる。世の平和論者は是等の趨勢を見て、世界平和の時代の現出遠きにあらずとなし、甚だしきは最早此上國防の整備に力を盡すを以て一種の罪惡なるかの如き説を爲すものあり。然れ

どもこれ所謂其半面のみを見て輕卒の獨斷を下せるものなるのみ、國際戦争は假令百の仲裁々判所あるも、又千の總括的仲裁々判條約あるも、單にこれのみに依て其迹を絶ち得るものにあらず。何となれば國家對國家の關係は相對的にして、其上に立つて絶對的權威を有する何者も存在せざれば也。苟も仲裁々判所なるものが、國家以上の權力を有し國家に對する仲裁々判條約が、個人に對する國法以上の權威を有せざる限り之に依て競争を不可能ならしめ得べしとは到底信すること能はざる也。而して國法が個人に對して絶對的權威を有するものは何ぞや。これ國家の主權の發動にして何者も之に抗する能はざるの權威を有するが故にあらずや。世界に絶對位を占むる主權者あらざるに國際戦争を絶滅せんとするは、主權者なき國家の統一を保たんとするよりも難し。斯く言へばとて敢て吾人は仲裁々判所若くは所謂總括的仲裁々判條約を以て、凡ての國際紛議を解くに全く無効なりと言ふにはあらず。國家の命脈若くは重大利害に關せざる事件、則ち干戈を動かして争ふまでの必要な事件に就ては、比較的公平に紛議を解決し得べき適好の機關及條約なりと信す。吾人はたゞ之が爲めに從來干戈を動かすに非ざれば到底解決の方法なかりし事件までを、平和的に解決し得べしとす

るを空想なりとするのみ。

國際戰爭の已むべからざること既に斯の如し。故に苟も國家を成すもの兵を備へて相對せずといふことなく、世界は年々三十億の巨費を之れが爲めに消費し人々相殺すの道を講ずるに汲々たり。近くは土其古の海軍力微弱なるに乘し、以太利は「トリポリ」を略奪せんとし、滿州政府は其の實力を見透されて武昌の革命となる。天下の大事件大凡干戈に依らざれば決せざること概ね此の如し。國防整備の一日も忽かせにすべからざるは最早や何人も異論なき所ならん。否な否な大凡そ日本國に於て是により大なる問題あることなし。何となれば國家の生命を維持するの策を講ずるは、國家の繁榮を企圖するの策を講ずるよりも一層重要な先決問題なることは、これ亦何人も認めざるを得ざる所なればなり。如何に商工業乃至陸産、水産の繁榮發展の方法を講ずるに遺漏なしとするも、國家の命脈なくんば畢竟何するものぞ。經濟學の鼻祖アダム、スミスがクロムウエルの航海條例を讀して、「國防は國富よりも遙かに重要なが故に、此條例は英國の通商條例中最賢最明のものなるべし」と言ひしは、能く此間の關係を知るものと云ふべし。

此故に吾人は國防の整備を以て國政の第一義となす。世には往々軍備を以て冒險の用に供するものと誤解し、國防的軍備と侵略的軍備とを混同して論ずるものあれども、吾人は此兩者は截然區別せざるべからざるものなりと信じ。國防とは讀んで字の如く國家の防衛なれば、國防上の施設とは畢竟するに外敵の攻撃に對して國家を安全ならしめ得る底の防禦力の謂に外ならず。この目的以上の軍備即ち敵國を侵略、征服するための軍備はこれ國防軍にあらずして侵略軍なり。

同じく國防軍と云ふも、國の地勢、四周の關係よりして各國同一に論ずべからざるものあり。即ち獨逸、露西亞等にありては海上より敵の侵入を受くるの憂極めて少なきに係らず、陸續きの隣國よりは何時にても侵略せらるゝの虞あるを以て、國防軍の本幹は陸軍ならざるべからざるに反し、英國及我日本の如きにありては、其本國は共に海洋中に位置するが故に、如何なる國と雖も海軍を有せずして之を攻撃すること能はず、從て其國防軍は想定敵の海軍力に比し優越なる海軍を編制することを以て第一條件となさざるべからず。換言すれば優勢なる海軍を有する以上、海島國の國防は絶對に安全にして外敵の侵襲を受くるの恐なしと云ふに在り。其陸軍の如きは只だ單に國

防上の補助機關たるに過ぎず。而して英國の軍備は大體に於て此趣旨に合せるに拘はらず、我國の軍備の現状が陸に重くして、海に軽く恰も陸防國の軍備なるかの如き觀あるは奇怪至極なりと言はざるべからず。

吾人は斯の如く本末輕重を顛倒せる我軍備の現状を以て無主義無定見の國防、矛盾虛妄の國防なりと論斷せんと欲するもの也。而して其今日あるの原因は之を左の數個の理由に歸せんと欲す。

- 一、王政復古維新の大業を陸兵に依て成就し、之に依て國內を統一したるが故に今日に到るも尙は陸兵主義の舊思想に囚はれ、且世界の氣勢に通せざる老將軍が多く陸軍部内に勢力を維持し居る事。
- 二、長州派の軍人が陸軍を以て永久的に彼等の勢力維持の器械に使用しつゝある事。
- 三、國民一般に軍事智識欠乏せる爲め、軍隊の諸規則を恐れ、苟も軍事に関する事件とし云へば、假之如何なる不法あるも終に容喙し得ざる事。
- 四、陸海軍大臣が現役軍人に限ざられあるが故に國政上の長官なるに拘らず、寧ろ軍令上の長官たるかの如き觀ある事。

五、陸海軍大臣は國政上に於ては内閣の一員たるに相違なきも、内閣官制第七條に依り國政を執る内閣以外に、別に軍事的内閣を組織し、其結果法律豫算又は一般政略に関する事に在りても、一般内閣員に示すを便利とせざる事件に付ては、閣議に附せずして直接に上奏し、直接に宣旨を受けて之を執行する事。

六、大凡そ參謀本部、教育總監部等に於て計畫せる事にして、純然たる軍令事務に屬する事件は極めて僅少にして、其多くは必ず軍政と密接なる干係あるにも拘らず、重きを軍令に置きて解釋せらるゝが故に、參謀本部、教育總監部、陸軍省は相待て一大勢力と爲り、遂に一般國務を壓倒するの傾向ある事。

七、軍事機密の範圍が必要以外にまで擴張しある爲め、自然軍隊と國民との間に大障礙物を構成せる事。

八、軍隊は國家の資力と、人員とを以て編制し、國家の交戦權を行ふものなるに、一方に於ては國家以外に獨立の地歩を占め司令官は天皇に直隸し、其行動に關しては責任を有する事なきが故に、横着なる將軍等は、恰かも軍隊を以て自己の私物なるかの如く心得、秘密、亂暴、專横を極むる事。

九、海軍が輿論に應じて凡ての施設を爲さんとせるに反し(文明的)、陸軍は腕力と威力を以て凡ての施設を爲さんとす(非文明的)。而して海軍の勢力は終に陸軍の勢力に及ばざる事。

吾人は我國が前記の諸原因によりて、遂に陸重海輕の矛盾極まる軍備の現状を視るに到りたるものなることを信ず。然るに今日尙ほ經世家を以て自から任ずるものが、之を適當に調節することを企畫せざるに至つては沙汰の限りと言はざるべからず。或は云ふ軍事軍政の真相を局外者が知悉するは至難の事に屬するが故に、已むことを得ず、陸海軍兩省に對して治外法權を默許するが如き態度に出づるのみ。決して之を調節するに意なきにあらざる也と。果して然るか吾人は寧ろ論者が軍事軍政の研究を至難なりと臆斷して始めより。此方面に手を着けずして、斯く放言するにあらざるなきかを疑ふものなり。或は軍事の内閣は國政を執る内閣の外に別に存在するが故に、之に一指を染むるを得ずと云ふか。何ぞ其言の怯懦なる世の先覺者が自ら進んで。國民の輿論を喚起し、以て斯かる不都合なる軍事内閣を破壊することは現下に於ける最大急務にあらずや。吾人不肖と雖も、軍事軍政に關して研究すること茲に年あり。聊か

其一端を披瀝して江湖諸君子の是正を請はんとす。

軍事費及び我陸海軍の現状

我國の現歲計約五億七千萬圓中、陸軍費約一億圓、海軍費約九千萬圓、合計約一億九千萬圓なるが故に、軍事費は恰かも全歲計の三割三分に相當せり。而して列強中全歲計の三割以上を軍事費に投ずる國は英、獨、米の諸國にして佛國の軍事費も亦約三割に達せり。故に我國の軍事費は、之を歲計に比して敢て過大なりと云ふを得ず。従つて又吾人は歲計に對する軍事費の割合を減少することは、今後更に發展し、且つ興隆すべき運命を有する我國の執るべき方針にあらずと信ず。之と同時に吾人は又此軍事費を成るべく有効に使用して國防力を充實することは、常に軍事當局者のみならず、苟くも國家を以て念となすものゝ希求し、計畫し、且實行せざるべからざる所なりと信ず。

我現在の兵力は陸軍十九個師團、海軍五十萬噸と稱す。而かも一朝有事の日、戰線に立たしめ得べき陸軍兵數及第一戰線に列せしめ得べき艦隊力幾何なるかを計算する

に、吾人の知る所によれば、我陸軍の徵募人員は年々約十萬四千人なるが故に、之に十七年四ヶ月の兵役年限を乗するときは約百七拾六萬八千人の數を得べく。其内四割五分の減損ありとするも百萬を戦線に立たしめ得べし。今假りに一師團の戦時人員を二萬とすれば、此兵數は以て約五十個師團を編組するに足るべしこれ決して不當の計算にあらず。有事の日實際戦線に立たしめ得べき陸軍力は四十個師團以上五十個師團なるべし、(二年兵役の採用に依り毎年の徵募人員を増加したると後備服役年限を拾年四ヶ月と爲したるが故に十九個の野戦師團あれば、十九個の豫備師團あるべく尙ほ別に若干の後備部隊、恐らくは五六師團の員數、あるべきは理の當然也。外國書には平時兵員二十九萬大砲九百門戦時兵員百五十萬大砲千四百四十門とあり)。陸軍の戦時兵力が斯の如く著しく増大せるに反し、海軍にありては、戦時第一戦線に立ちて戦闘し得べき艦數は平時の艦數の一部分に過ぎざることは特に注意を要する所也。即ち我國は現に十五艘二十三萬三千餘噸の戦艦と十三隻十三萬八千餘噸の装甲巡洋艦とを有すれども、今後の海上戦闘に於て第一戦線に列し得べき資格を有するものは其内僅かに河内、攝津、安藝、薩摩の四戦艦約八萬餘噸に過ぎず。海防國たる我國が陸に五十個

師團の兵力を擁し乍ら、海に於て僅に四隻八萬餘噸の艦隊を有するに過ぎざるは冠履轉倒も亦甚しからずや。殊に列國、就中近き將來に於て我國と太平洋上の覇權を争ふべき獨米兩國の如きは、一九〇八年以後銳意、強大の戦艦及戦闘巡洋艦を建造進水せしめ、單に從來の計畫のみに依るも一九二〇年までには、獨逸は第一戦線に列せしめ得べき戦艦二十二隻同戦闘巡洋艦十二隻を有すべく、又米國は同戦艦少なくとも二十隻を有すべし。而して兩國共に尙ほ之を擴張せんとするの議あり。然るに拘らず、我國が前記四艦の外、今後第一戦線に加へ得べきは僅かに一隻の戦艦と四隻の戦闘巡洋艦とに過ぎず。吾人は斯の如く弱少なる海軍力——即ち米國に比すれば二分一弱、獨逸に比すれば四分一に過ぎざる海軍力——を以て將來列強活動の中心舞臺たる太平洋上に位せる我國の國防を全うし得べしとは、到底信する能はざる也。

吾人は此點より觀て、海軍力の充實を以て刻下の急務なりとし、之が計畫を立て、其實行に着手することは、國家が何者を差措きても先づ施設せざるべからざる所の最も重大なる政務なりとす。而して其財源に到つては主として之を陸軍費の整理に仰ぐに於ては、敢て國債整理基金を減ずるまでもなく、又敢て増税に待つまでもなく、之

を支辨するに於て、多くの遺憾なかるべしと信ず。

國防上所要の陸軍力

(一) 滿州再戦は無謀也

抑々我國は國防上幾許の陸軍兵力を要するや。之を論究せんと欲せば先づ我陸軍の作戰地域の何地なるかを知らざるべからず。而して我陸軍當局は滿州を以て其作戰地域となすものゝ如し。然れども滿州の大平野に於て露國と衡を争はんとするが如き計畫は吾人よりして之を觀れば常に國防上不必要なるのみならず、實に何等の勝算なき計畫なり。即ち國家を危地に陥るゝを敢てする無謀の計畫なり。請ふ少しく之を論せん。

軍備の解釋上滿州は敵に放棄すべからず、滿州は嘗て我同胞の血を流したる地なり宜しく進んで攻勢作戰を爲し其領有を確實にすべしと云ふ論者の爲めには、滿洲の舞台の大なると露國の西比利亞鐵道の復線となる理由よりして、我兵力の不足を叫び、遂に陸軍擴張論を生ず。是れ元より一面より言へば至當の議論にして、陸軍擴張論者

としては、多少論據を有するものと云ふべきなり。

然れども斯の如きは純然たる國民の感情論にして、吾人も亦深く其感を同ふするものなれども、冷靜に大陸に於ける事實上の利害を研究する時は、所詮兵力を以て吾人の感情を充さんとするも、到底不可能事なりと云はざるを得ず、元來軍事の施設は敵の戦闘力を撃滅するを以て目的とせざるべからざるが故に、滿州戦に勝利の目的充分ならざる以上は、國民の感情に依て軍隊の施設を爲すべきものにあらず。是れ憲法第十一條の必要なる所以にして、滿州に於て敵を破るの方法手段は、陸軍省の知る所にあらず、全く冷靜の判断を要すべき軍令上の企畫に屬す。然るに現在の有様を視れば純然たる用兵上の見地より利害得失を判断すべき軍人が、却て感情に制せられ、勝算覺束なき滿洲再戦を主張するに至ては、吾人は先づ論者が主客を轉倒せることを破せざるべからず。

思ふに露國の極東に對する鐵道輸送力は、西比利亞復線工事の完成すると共に頓に増大し、戦時非常の場合にありては、其全工程を利用して人馬の搭載及給養を數ヶ所に於て行ふ時は、發車間隔非常に短縮せらるゝを以て、恐らくは一日七八十列車を發

送せしめ得べし。故に露國は動員を完結したる後八日目には、歐露兵の先頭既に「ハルピン」附近に到着を始め。一日に約二師團の兵員を下車せしめ得べく、爾後日々此割合を以て發送し得べきが故に、更に十日の後には約二十個師團、一ヶ月の後には約六十師團を輸送し終るべく。而かも歐露にありては尙ほ動員せざる兵員千大隊以上殘存すべし。之に對する

我國の兵力如何

大凡作戰は地形に依り狀況に依

り變化すべきものなれ共、寡を以て衆に勝つと云ふ巧妙の戦法は、ナポレオン時代以前の事にして、今日は理論上是非共敵に勝るの兵力を具備すること、これ則ち敵に勝つるの根本理由なれば、結局我國の陸軍は、露國の極東に派遣し得べき兵力に依て決せざるべからざる也。此故に彼れ七十師團を輸送せば、我れも亦相對的に少なくとも七十師團を派出するを要し、彼れ若し八十師團を輸送せば、我れも亦八十師團を派出するを要す。然るに方今兵器の威力益々進歩するに従ひ、巧みに地形を利用する敵は、其防禦方頗る強大なるが故に、所詮敵と全等程度の兵力を以て攻撃し得らるべきものにあらず。或る人の説に依れば、將來野戦に於て絶對に敵を撃退驅逐せんと欲するも

のは、敵に二倍せる兵力を要すと云へり。去れば我國が將來滿州を獨占せんとするには、恐らく驚くべき強大なる兵力を要することならん。

第二に我國の兵員輸送は如何

彼れが動員を完結せ

ば、鐵道によりて一直線に輸送し得るに反し、我れは内地に於ける鐵道輸送に時日を要するのみならず、假令宇品、大坂、敦賀等の諸港を同時に利用すとすも、海上輸送の爲めに少からざる時日を費すべく、而して北韓又は南滿に上陸したる後更に鐵道輸送をなさざるべからざるを以て、明らかに彼に比して不利の狀況にありと云ふべく、單に動員の遅速（動員の完結は内地交通の關係上我は彼に比して二三日早からん）のみを以て我に利ありと速斷するを得ず——然るに方今電信、電話、飛行機等、交通機關の進歩は戰術上に一大影響を與へ、往昔にありては敵の兵力微弱なることを觀破したる場合には、直ちに之を捕へて撃破し得たるも今日にありては巧みに交通機關を利用し相互に其兵力狀況等を偵察し得るが故に、自己の兵力微弱なるを知るときは、戰鬪を避けて兵力の追加來援を待つべく、假令幸にして我は敵に先んぢて集中し得たりとするも、敵にして若し戰鬪を避くる時は決局最後には敵の大集團と交戦せざるを得

ざるに到らん。

第三に滿州の地形は如何

滿州に於ける何れの地點が作戰區域となる

べきやを論ずるに先ち註解すべき一事あり。即ち政治的滿州の領有は兎に角、軍事的事的滿洲の領有なる意味は、敵を撃破して、再舉の策なからしむるにあり。而して、この目的を達する手段の戦闘も全勝の算確實なる以上は、戦闘の惨害を被る土地と人民は第三者なるが故に、長春に於てするも、奉天に於てするも、吉林に於てするも差支なき筈なれ共、我國の資本及び資源に對しては、戦闘に勝利を得るに差支なき限りは、戦争の惨害を免れしむるを要す。而して滿洲に於ける我國の資本と言へは鐵道鑛山を其主なるものとし、貿易品の如きは間接の資源に屬す。故に吾人は茲に鐵道を主眼に置きて滿洲作戰を研究せんとしたり。

抑々南滿洲に於ける我國の鐵道は大連を起點として北長春に到り、此處より東に折れて吉林を経、會寧に達せるが故に、恰かも長白山脈の外方に半圓を畫けるの狀をなせり。而して長春會寧間は露國の烏蘇里鐵道と並行するが故に、相互に哨兵線たるの形を呈し、相互に危険を感じるの狀態にあり、今此半圓鐵道を完全に掩護せんと欲せば、圓の中心たる内側に兵力を集中して、敵の進出に應じて策動するを以て上策とす

れども、如何せん圓の中心地點は長白山なるを以て、此方法を實行すること能はず。故に實際に於ては圓の外方にありて、北韓並に南滿洲を掩護し得べき適當の地點を撰定せざるべからず。而して此目的に合する地點は無論吉林長春線以北——恐らくは哈爾濱附近——なるべし。若し我軍にして此地點に進出し得たりとせんか、敵は我軍と交渉なくして南滿洲及北韓に南下すること不可能なると同時に、露國の東清鐵道は我軍のために中斷せられ、浦港は黒龍江鐵道に依て補結を受けざるべからざるに至るべし。然れども兩軍の主力は勢ひ哈爾濱附近の大平野に於て雌雄を決せざるを得ざる状態となるに至るべきが故に、此の時に際して、我軍の兵力が敵に比して寡少なるときは、漸次敵の壓迫する所となり従て戦況は我に不利なるべし。即ち此場合に於ては詮ずる所、兵數の競争とならざるを得ず。

然るに前記の如く、我の兵數は露國の兵數に及はず。又假りに我にして百個師團の兵力を有すとすも、陸戦は海戦と異なり、敗者と雖も其全兵員を失が如きことなきが故に、敵は假令再三敗北するも、幾許もなく其勢力を恢復し、地區地物を利用して

幾段にも防禦陣地を構へ、以て我軍の進出を阻害すべきが故に、結局曠日彌久戦となり、容易に勝敗を決せざるに至るべし。

以上の議論は半圓鐵道を掩護せんがため、幾何學的に、兵力の中心點を地形上圓の外側長春以北に位置すべき事を明にしたり。然れ共此事果して成し得べきの事なるか否かを再考せざるべからず。何となれば敵は平時より哈爾濱に屯營し、其第一線の哨兵は哈爾濱の南方松花江の線に配備せられ、琿春、ボセツトには要塞を構築し、嚴重に國境を守備せるのみならず、兵を集中するに方りても、我に比して却て迅速なるやの徴憑あればなり。今假りに我軍が北韓に上陸したる後、吉會線に依て長春以北に集中するの運動を開始したりとせんか、先づ第一に露國の烏蘇里地方の敵を撃攘せざるべからず。而して此の地方の敵はニコリスク、ハハロフスク、イメン、ボセツト、琿春浦鹽等の守備兵を合せて少くとも約三師團以上の兵力ありと推定せざるべからず。加之黒龍江鐵道の完成する曉には、敵は此方面よりも亦追加増援を受くべきが故に、我は之に對して少くも約四五師團以上の兵力を差向けざるべからず——若し亦我軍が主力を以て南滿方面より作動せんとし、初戦に於て敵の集中掩護部隊を撃破し、旺盛な

る攻撃心を以て、行く行く敵を破り、首尾克く長春以北に進出し得たりとせんか。其時は最早や既に敵は其全兵力を哈爾濱附近に集中し終り、反對に我を壓迫し來るのみなるべく、假令我れ巧みに之を防禦するも、戦争は容易に決せずして結局國力に影響するに至らん。

第四に我國の國力は如何、經濟上に於ける滿洲の價值如何——仰々露國は宇内第一の大陸軍國なるが故に、之と兵數に於て衡を争はんことは到底我國の企及し得ざる所なり。

露國の銀行家プロツホ氏著未來戦争の説に依れば、戦時陸兵一人一日の經費は拾フラン以上を要すべきことを言へり。然る時は陸兵一人を戦線に立たしむるは、一年に約參千圓を要する計算となる。之を戦役の經驗に徴するに、日露戦争に於て我が陸軍は兵力の所要に應じ戦況の進捗に従ひ、漸次に軍隊を動員し、逐次に戦場に輸送したるものなるが故に、戦争の初期より奉天會戦に於て使用せし兵力を準備したるものにあらず。故に若し奉天會戦當時の兵力を最初より準備し使用したるものと假定する時は、恰かも滿壹ヶ年内外戦争したると同一にして、而かも實際に於ける陸軍の消費し

たる戦費は十四億三千万圓なるが故に、其兵卒一人宛の経費額は略ぼプロツホ氏の説に符合せり。

依是觀之、我國が現在の陸軍力(四拾五六個師團)を滿洲に使用せんと欲せば一ヶ年約三十億の戦費を要するものなることを覺悟せざるべからず。若し戦期二年に亘らば六十億なり、是れ果して吾國力の能く支へ得る所なるか。

今や我國は無慮二十有六億の國債を負ひ、國民は苛税の誅求に堪へざらんとす。此時に當り、何を苦んで無用の長物たる戦時百萬の陸軍を養ひ、國力を消費し、生産を萎縮するの愚を演しつゝあるか、吾人は我現在の陸軍力を以て、恰かも雪隠に二間の槍を操縦せんと欲するものに等しと論斷せんとす。加之滿洲は我國が斯くまでにして執着せざるべからざる程の經濟上の價值を有するか。吾人は頗る之を疑ふもの也。

畢竟するに露國と滿洲に於て衡を争はんとせば、我兵力は五十萬なるも百萬なるも又百五十萬なるも其結果に於て皆同一なりと云ふべく、我れ一兵を増せば露國は之に對して二兵を増すべきが故に、如何にするも兵數上の競争は絶望せざるを得ず。故に吾人は以上の所論を以て滿洲に於て、彼と對抗せんとする作戰計畫が何等の算なき危険極まる無謀の計畫たる事を道破するに十分なりと信ず。

(二) 大陸的國防の第一線

既に滿洲に使用するが爲めには、我陸軍力餘りに弱小なりとすれば、然らば一步退いて朝鮮に防禦の第一線を撰定する場合は如何と云ふに、吾人は其勢力の餘りに尨大なるを見ると同時に、國防主線を朝鮮に設定することを以て眞に我國防の要を得たるものりと信ず。

夫れ朝鮮の地形たるや滿洲より南に突出せる狹長の半島にして、中央山脉は其源を白頭山に起して咸鏡北道に入り、著るしく、東海岸に接近して南に折れ、更に東海岸に沿ふて慶尙道に入れり。其間處々に其支脈を發し、支脈は更に枝脈を出し、全土到處に山地を現出す、加之交通の便毫も開けざるが故に、其道路は概ね徒歩道に過ぎず。大街道と稱するもの絶無にあらざるも之とても其山脉を越ゆる附近にありては、忽ちにして路副を減じて僅に二三十珊米突となり、一二の例外を除くの外は野砲を通じ得るもの殆ど之れ無し、従つて軍隊の動作區域は、中央山脉と、交通路との干係上自から、朝鮮東海岸と、西海岸とに區分せられ而かも兩方面共に其地形を巧みに利用

するに於ては寡を以て衆に敵し得るの天險頗る多し。就中東海岸咸鏡北道の如きは、日本海と圖們江とのために其地形著るしく狹窄せらるゝが故に、一二の要地に堅固なる要塞を構築するに於ては、野戦軍の如きは是等要塞間にありて、約一個師團内外を動かすの餘地あるに過ぎざるべきが故に、敵は到底南下すること能はざるべし。

次に其西海岸則ち鴨綠江の方面は如何と云ふに、圖們江方面に比すれば稍や軍隊の動作區域を有す。然れ共大體軍隊の動作は交通路に依らざるべからず、松花江を溯り長白山脈を越へて鴨綠江河孟に通ずる道路の如きは、所詮大部隊を通ずるに足らず。故に鴨綠江の河孟に於ける防禦は單に南滿洲の方面より進入する敵に對して顧慮すれば可なるべく、而して鴨綠江沿岸中、最も大兵の運用に適する虎山、九連城、安東縣の線に於てすら互に三個師團以上の兵力を有効に展開して相戦ふことは戰術上稍々困難を感すべきが故に、若し鴨綠江左岸の要地に一二の堅固なる要塞を構築し、別に四五師團の野戦軍を配置するに於ては、此方面の防禦も亦完全なる可きを信ず。

論者尙ほ云はん、前述の如く防禦線を撰定する時は、北韓方面著しく北方に突出するが故に、孤立するの患ありと。若し斯る意見ありとすれば、防禦線は必ずしも前述

の如き方法のみを撰ばずとも、場合に依りては、北韓の一部は敵に委棄して少しく南下し、中央山脈附近に之を撰ふも可なり。必ずしも北韓の一部を苦守するの理由あること無し。蓋し北韓は我軍にして烏蘇里地方及吉林方面に作戦せんと欲する目的を有する時は、交通線路の關係上、大なる必要を見るも、單に防禦を目的とする場合に於ては、其價值左まで大なるものにあらず。

之を要するに國境附近に於ける防禦は其全長稍々長きがため、比較的大兵を要するの虞あるも、南下するに従ひ地形狹少となり、大兵を要せざることに皈着す。尙ほ一層明白に之を言へば、朝鮮の防禦は我軍假令國境に於て破るゝも、南下するに従ひ、逐次軍隊の動作區域を狹縮するが故に、到る處に好防禦線を撰定し得べし。是れ即ち朝鮮が吾國の國防を容易ならしむる所以なり。

今朝鮮の國境に要塞を構築することを以て軍事的に滿洲との惡縁を絶ち、海軍に依りて朝鮮海峽を確實に保有するに於ては朝鮮は其位置を顛倒して、滿洲より突出したる半島にあらずして、却て日本の本土より北に突出したる半島となるべし。此の如くして朝鮮を防禦すとせんか、約六七個師團の陸軍あれば足るべきが故に、現陸軍の師

團數を三分一即ち日清戦争以前の數に減ずるも可なり。吾現在の陸軍は俗に所謂帶に短かく襷に長きが如き状態にあるが故に、之を適當に整理することは、海軍力の充實と共に正に刻下の急務なるべし。

或は朝鮮を滿洲より切り離すこと、即ち國境に要塞を構築するに巨額の經費を要せざるかとの疑念を懐くものあらんも、這は左程の經費を要するものにあらず。現に最近に於ける旅順の要塞構築費の豫算は千二百萬圓にして、日露戦争間際までに露國の之が爲め實際消費した費用は三百五十萬圓に過ぎざりし。而かも此要塞が我國をして、如何に多くの費用と又如何に多くの犠牲を拂はしめたるかを回顧するときは、以て要塞の價值の一般を推知するに足るべき也。

以上の如くして朝鮮は島嶼の性質に改造せらるゝ時は、本土と相俟て日本は飽迄島國を以て終始することとなり、彼の曖昧極まる陸海軍兩輪説、若くは兩翼説の如きは取るに足らざる滑稽事となり了せんのみ。

財政上より觀たる陸海軍の利害比較

更に經濟上の關係より軍備を觀察するに海防國は陸防國に比して有利の地位にあり先づ財政關係より之を論せんに、世界第一の海軍國にして而かも二國標準を維持せる英國の海軍費は、歐洲大陸の二大陸軍國たる獨逸及露西亞の陸軍費に比して迥かに少額なり。即ち左表の如し

年 號	英國 海軍費	獨逸 陸軍費	露國 陸軍費
一八九〇	一三、八四二、二四一	—	二四、一二三、一〇八
一八九二	—	二〇、六二七、五四八	—
一八九五	一七、五四五、〇〇〇	—	二八、六六三、九八二
一八九六	—	二三、六一〇、六二〇	—
一九〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇	三三、四七五、〇五〇	三四、二五八、八〇二
一九〇五	三六、八三〇、〇〇〇	三五、四七八、七〇〇	三八、八〇〇、七二六
一九一〇	三五、八〇七、〇〇〇	四〇、四〇九、〇三〇	五五、八六〇、〇〇〇

備考 對照の便宜上悉く磅に換算せり數額は英國版政家年鑑に據る

上掲の數字を一瞥すれば最早何人も海軍と陸軍と、孰れが より經濟的に國防の實

を擧げ得べきかを疑ふの餘地なかるべし。蓋し表は列強の軍備競争最も激烈なりし最近二十年間の統計にして、殊に一九〇〇年以後は列強の孰れもが海軍擴張に銳意せし時にして、従て又英國が其優勝の地位を失墜せざらんがために空前の巨額を海軍費に投せし時なれば也。

或る京都邊の學者は曾て下の如き奇論を吐けり。曰く、輓近の軍備擴張が主として海軍の方面にあるの一事は注目を要す。而かも西洋各國が斯く海軍々備の競争に熱衷するに至りしは其軍備競争が兵力の、競争より轉じて財力の競争に移るの傾向を示せるものなり。我國の軍備は之に倣ふべからず。我國の軍備を將來海軍に全力を傾けて陸軍は大々的に縮少すべしと云ふが如きは、是れ日本特有の尙武主義を抛つもの即ち其長所を捨て、短所に依らんとするものと言はざるべからず。余輩の主張する軍備充實の方針は人民に租税の負擔を増すよりも兵役の負擔に重きを置き、又兵器艦船の分量の増加よりも、忠君愛國の精神を盛んにし、尙武の氣象を強ふし、戰鬥の技能を練るに重きを置くにありと。

吾人は論者が財力と技術さへあれば、尙武的精神なくとも強大なる海軍を建設し得べしと云ひ、且財政關係より見て海軍が陸軍よりも負擔重しとの言の大膽なるに驚かざるを得ず。吾人の見る所によれば尙武的精神のみにては精銳の陸軍を建設し得ざると共に、財力と技術とのみにては強大なる海軍を建設し得るものにあらず。又之を財政關係より觀るも、海軍が陸軍に比して遙かに經濟的の軍備なることは前述の如し其戰時にありては、海軍の陸軍に比して經濟的なること一層顯著にして、現に卅七八年戰役に於て我國が陸軍のために支出せし經費は約十四億三千萬圓なるに對し、海軍のために支出せし經費は日進、春日二艦の購入費を併せて僅かに約二億四千萬圓に過ぎず。尙ほ論者の所謂海軍の擴張と陸軍の縮少との併行は、我が特有の尙武主義を抛ち、其長所を捨て、短所に依るものなりとの言は、如何なる根據を有する斷案なるやを知らざれども、古來海洋國にして海軍を忽かにしつゝ陸軍に重きを置きて、對外競争に勝を制し、興隆せし例なきことを一言せば、以て此種の迷論を覺醒するに於て餘りあらんか。且強大なる海軍力によるにあらずんば、我國體を悠久に保有する能はざるを如何せんや。論者の如きは自から其軍事智識に缺乏せることを天下に公表するものと言はざるべからず。

生産上より觀たる陸海軍の利害比較

元來國家が戦ひに従事する専門的軍人を養成して其防備に就かしむる所以のものは其生産の方面に於ては戦時と平時と異なる事なからしめんことを期すれば也。即ち通商貿易は戦争のために中斷せられず、文人は筆を放たず、學者は書物を棄てず、學校は教育を止めざらしめんことを期すれば也。彼の男女老幼を擧げて戦に臨むが如きは太古定住なき蠻民の所爲にして、今日開明時代のことにあらず、然るにナポレオン三世の普國に降伏したる後、佛國民は幾多の人命財産を損失するを顧みず、戦争を續行したるを見て、方今の戦は兩敵國主權者の争にあらずして、國民と國民との戦なれば、容易に終局するものにあらずとの論あれども、是れ人民情熱の厚薄より起る事にして戦争の目的は古今を問はず、政略上の必要に供せらるゝを常とす。殊に今日以後に起るべき戦争は國民經濟上の發展其極に達し、利害關係の衝突を解決するに他の方法なき場合たるや明にして、最早復讐戰の演せらるゝ時代にあらざるは、千八百七十年以來の佛獨關係に徴して明瞭ならん。

故に軍備は其の之れあるがために直接に一國の財政を紊し、間接に民業を阻害し國家の資源を涸渇するが如きことなき様、其制度を定めざるべからず。然るに徴兵制度の大陸軍を養成することは、平戦兩時共に民業との調和を得ること甚だ困難也。——却て中古時代の雇兵制度は民業を阻害することなかりき——宜なる哉、獨逸は軍備の擴張に正比例して逐年社會黨を増大するに到りしことや。是等の點より之を觀るも、吾人は生産上に於ける陸海軍の利害關係を比較研究するを必要とし、國防軍の組織を生産上何等の損失なき海軍に依らんことを主張せんと欲するものなり。

抑々一國に於て最も生産力に富む壯丁の多數を兵士として徴集するは既に其國生産上の大損失也。軍備の不生産的なりと云ふ所以の眞因畢竟するに此處にあり。而かも近時滿期歸休せる壯丁の、家郷に歸りて後尙ほ勞働を厭ひ、遊食の民となるもの多しとの噂を耳にすること數々也。若し果して然らんには軍隊のために壯丁の生産力を奪ふは單に兵營生活の期間のみにあらずして、其一生を通じて然る也。是れ眞に經世を以て念とするものゝ大に顧みざるべからざる所にあらずや。苟くも強兵と富國と偏廢すべからざるものなりとせば、國家は可成生産力を害すること少なき様軍備を施設せざ

るべからず。而かも大陸諸國にありては地勢上止むを得ず國防の本幹を陸軍とせるが故に、如何にしても多數の壯丁の生産力を奪はるゝことを免かれず。此點に於て海洋國は實に天恵を擅にせり。即ち優勢なる海軍あれば國防全きが故に、比較的少數の壯丁を徵集するを以て足るべく、從て又之を強制的(必任義務制度)に徵集するを要せずして、志願兵制に依るも、以て十分に所要の人員を充たすを得べく、且志願兵は多く家庭に對する責任なきものなるが故に、徵兵と異り平時にありても之れがために一家の生計に響影を及ぼすこと少なく、從て又戰時に不幸戰死するも、其生家をして特に生活上の激變を受けしむるが如きこと稀なるを以て、國民全體の戰爭のために蒙る慘禍を非常に輕減し得べし。要するに國防上多數の壯丁を強制的に徵集せざるべからざる大陸國は、國防上其必要なき海洋國に比し、軍備のため生産を害せらるゝこと甚し。此點に於て吾人は我日本國を以て眞に天佑と神助とを享有すべき國なりと信す。而して又國防の方針は斷じて此天佑と神助とに順應するの方針を採らざるべからざるものなりと信す。

頃者人あり支那より歸來して浩歎すらく、甚しい哉、軍國主義の弊が國力の發展を沮害することや。吾人永年支那にありて我日本人の勢力發展の狀況を觀るに、徵兵猶豫の特典ありし當時に於ては、其成績やゝ見るべきものありしに拘らず、此特典を廢せし後に於ては、従前に比して寧ろ衰退の狀あり。而して其理由は孰れにありやと云ふに、徵兵猶豫の特典ありし時代には、十年間支那に留まらば兵役を免除せらるゝを以て、敢て成功を急ぐことなく沈着に事業に従事するを得、從て不智不識の間に比較的堅實なる基礎を造るを得たるも、此特典を廢せられし今日は、従前の如く遠き將來を期して事業の基礎を鞏むることを得ざるが故に、今や在支那の青年は悉く浮腰となり居れり、其勢力の發展せざるも亦宜ならずや。——帝國が將來世界第一流の富強國たり得ると否とは、其一半は懸つて支那に勢力を扶殖し得ると否とに由て決すべきことは明白なるに拘らず、帝國は自ら其勢力扶殖を沮害しつゝあること斯の如し。知らず、我國の爲政家及陸軍當局者は在清青年中より毎年僅々數百人の壯丁を兵役に徵集し來るを以て、國家富強の大策よりも一層緊切なりとなすか。甚しい哉、軍國の弊の此處に至れることやと。吾人は此慷慨談を聽いて憮然たらざる能はざりき。嗚呼是れ亦吾國防の現施設が如何に誤りたる進路を辿りつゝあるかを明示する一例證にあらず

惟ふに我陸軍當局と雖も好んで徴兵區域を支那にまで擴張せんと欲するものにあらざるべし。たゞ現在の如き大陸軍を編組せんがためには多數の壯丁を徴集せざるべからざるを以て、勢ひ已むことを得ず、斯る窮策に出しならん。果して然らば吾人は此點よりも亦我陸軍の縮少——其之あるがために國力の發展を沮害するが如き軍備の縮少を要求するもの也。而して我陸軍當局者にして苟くも我國力の發展を以て念とする以上、吾人の此要求に聽かざるべからざるものなりと信す。

主海國防と主陸國防とが産業の發展に及ぼす影響の差異

更に積極的に産業の發展と軍備との關係を觀るに、海軍の擴張は造船、造兵業の發達を促かし、造船造兵業の發達は之に伴ふ各種の商工業、例へば海運業、鐵工業、電氣工業等の發達を促かすを以て、一國の産業界を振興せしむる最有力の一因たること疑ひを容れず。現に輓近獨逸の工業の勃興が海軍擴張に負ふ所多きは世人の夙に認識する所にあらずや。而して陸軍の擴張が一方海軍に比して國民の生産力を奪ふこと多きと同時に、他方其産業を促進するの實力之に如かざることはこれ亦各國の實驗せる所にあらずや。

殊に我國の如く年々五十萬の人口の増加と、食物の缺乏を告げんとしつゝある國にありては、一方に於ては殖民、移民を奨励保護して邦人をして大に海外萬里の波濤を開拓せしめ、太平洋岸到る所に新日本を建設せしめざるべからざると共に、他の一方に於ては、大に工業の基礎を鞏め、且つ經濟的能力を養成し、海外貿易を伸張し、兼ねて航海業を盛んにして、實に我が貨物のみならず、我國並に東亞方面に集散する外國貨物の輸送をも、殆ど全く我船舶によらしむるの雄圖を畫せざるべからず。是れ亦我強大なる海軍——少なくとも太平洋上に霸たるの海軍——の後援あるにあらずんば、到底實現するを得ざる所なりとす。

我國の面積は朝鮮、臺灣、樺太等を併せて四萬三千餘方里と稱せらる。然れどもこれ單に陸地の面積なるのみ。此外に別に領海の面積約二萬七千方里あること、並に公海にありても我水産業——漁業を發展し得べき準屬領地の面積無慮數十百萬方里ある

ことを遺るべからず。即ち我産業開拓の餘地は單に陸上のみに限られずして水中にも亦之あることを遺るべからず。而して水中の富源の開発は到底其海上權を制するものにあらずんば、之を企圖することを得ざるは、更めて論するまでもなかるべし。吾人は我水産業——將來或は農産業を凌ぐの一大富源たるべき水産業——の發展のために少なくとも我遠洋漁業船の出動する範圍内の海上權を確保するだけの海軍を建設せざるべからざることを主張するもの也。

要するに我帝國にして將來大に世界的に發展せんと欲せば到底強大の海軍なくしては其目的を達すること能はず、而して強大なる海軍を建設せんと欲せば、一方に於て國防上比較的 unnecessary にして且不經濟的、不生産的なる陸軍を國防所要の程度にまで縮少するを要す。古來海陸の軍備を並行的に擴張して、主陸若くは主海の國防軍を充實せる邦國と競争して終局の勝を制せる國はあらず又自から國力を疲弊せしめざる國はあらず、敢て例を遠きに求むるを要せず、十八世紀以來英國と競争し來れる佛國を見よ又近世の伊太利が財政に窮乏せし原因の孰れにあるかを見よ。夫の剛健無比の獨逸すら、歐洲大陸第一の大陸軍の外に英國に拮抗するの大海軍を建設せんがためには、

苛税を誅求すること甚しく、今や國民は其負擔に堪へざらんとしつゝあり。近時社會黨の著しく勢力を加へ來り。頃日の總選舉に於て大多數の當選者を見るに至りし因由職として此處にありと傳へらる。吾人は我國をして斯かる一時的の霸道を行ふ國の轍を踏ましむることを欲せず。又自から疲弊し自から破るゝ國の跡を追はしむるを欲せざる也。

○軍隊生活と社會との關係

更に社會的の關係より軍事を觀察するに、益々陸軍を縮少することの國家の慶幸なるを確認せざるを得ず吾人曾て現役を退きたる某高級陸軍々人を訪ね、今後如何なる生業に従事せらるゝやを問ひたるに其人答へて曰く、余は軍人なれば生産業に従事するの必要もなく又其智識もなし、ダリヤにても栽培して餘生を送らん哉と、以て社會と軍人(陸軍)との關係の一般を推知すべきなり。年齒尙ほ壯なる軍人が現役を去りて後、何等生産に従事することなくして餘生を送るは、或は軍人の本分ならんも、之を國家經濟、社會經濟のよより見る時は、決して歓迎すべき性質のものにあらず。

吾人の如きは三十餘歳にして現役を退き社會の生存競争裡に身を投じたるものなるも、其軍隊生活を營みし前半生は、社會的の活動を要する後半生のために、何等の準備教育をも覺へざるが故に、社會に於て人並の働きをなさんと欲せば、更に社會教育の初歩より入らざるべからず。従つて一般世人に比して更に三十年の長壽を保つ必要あり而して此種の苦き經驗を嘗めざるべからざる軍人の數は陸軍の擴張と共に累年増加しつゝあり。初めより社會に出で、活動するの教育を受けしならんには天晴れ一塵の實業家乃至社會に貢献する所の人物となりたらんを、其前半生を軍隊生活に送りしが故に、全く不生産的の人物となり了するが如きは、經世家の特に考慮を要すべき所にあらずや。

海軍々人は聊か之と事情を異にし、其甲板勤務の將校は以て航海業者たり得べく、其機關將校は以て船舶の機關長若くは工場の監督たり得べく、水兵、機關兵と雖も亦之に準じて各々相當の生産業に従事するを得るが故に、同じく軍備擴張と云ふも、其海軍を擴張すると、陸軍を擴張するとは、之を社會的に觀察する時は非常の差異あるを見るべし。

尙ほ社會問題として注意せざるべからざるは、兵役に徴集せられしものと、然らざるものとの間に義務の負擔に多大の懸隔あること是れ也。試に思へ、兵役に徴集せられざりしものは、各自其生業に従事するを得て、兵役を免れしが故に別に何等の負擔を加へざるに拘らず、徴兵に合格し、抽籤の撰に入りし者は、假令其者が一家唯一の生産維持者なりとするも二ケ年間の兵營生活を營まざるべからざるのみならず、場合によりては生命をも抛たざるべからざるにあらずや。近時徴兵忌避の思想が一般に傳播し、又満期歸休軍人の生活難の次第に増加しつゝあるを見聞すること多きは、又以て如何に軍隊生活が社會の生産業と相伴はずして多數の國民を苦しめつゝあるかの一端を證明するに足る。

感化事業、慈善事業、貧富懸隔調和問題、勞働問題等の世論に上りつゝある今日、世人は何故に軍隊生活と社會との關係のみに盲目ならんとするか。一二の破壊主義者、虛無主義者の危険思想及び其行爲は素より恐るべしと雖も、其影響の及ぶ所は自から局限あり。反之、若し幾萬、幾十萬、幾百萬の精神を痛切に刺戟する惡傾向の思想にして、一朝社會に傳播せんには、其國家に及ぼす所の影響果して如何なるべきぞ。兵

役義務の如きは素と是れ國民必任の本分にして人々亦深く此本分を體して自から之に任ずと雖も、一度兵營生活に入りし後の家族の窮狀、及び兵營生活を了りし後の生活困難の狀況を思ふときは、今に於て何等か之を救濟するの途を講せざるに於ては、兵役忌避の思想は愈々彌漫して、遂に防ぐべからざるに至らん。而して之を救濟する方法は主として徴兵數を減ずると共に、可成、兵役に徴集せられし者と、之を免除せられしものとの負擔を調節するに勉め且兵役に服せしものには別に何等かの特權を附與して之を保護獎勵し。人々をして好んで徴集に應ずるに到らしむるにあり。

外交關係より觀たる軍備の施設

最後に外交關係より軍備の施設を觀察せんか既に屢々繰り返せしが如く、我國防の本幹は海軍にして陸軍は其補助機關たるに過ぎず。然るに我軍備の現狀は國防的施設たる海軍の頗る不十分なるに拘らず、陸軍の勢力は國防に必要な以上に頗る龐大なり、是れ果して對外關係より觀て採るべき良策なる乎。吾人の判斷する所によれば、我國が今尙ほ列國より好戰國として認めらるゝと同時に、日英同盟條約に依つて英國に吾が陸軍力を利用せられつゝあるは、畢竟この誤まられたる軍備上の施設より來る當然の結果に外ならざる也。

試に露國人の立場に立ちて考へんか、日本は其國防のためには優勢なる海軍と、朝鮮防禦に要する六七個師團の陸軍と、二三の要塞あれば十分に安全なるべきに拘らず現に戰時五十個師團に垂んとするの兵員を養成しつゝあり、而かも國防上必要の海軍力を充實することを遺れてまでこの事に全力を注げり。

これ畢竟我露國と争はんがために外ならず。我露國たるもの大に戒心して以て之に對するの準備を怠るべからずと。苟くも常識を有する以上、斯くの如く斷定するは當然にあらずや。而して露國をして斯く我國に對して戒心せしむることは、外交上果して、望ましきことなるか。世には支那に事あり大陸軍の必要ありと主張せられども、實際支那に對しては露國を除けば、他の列強中陸兵を以て吾國と衝を争ひ得るものは恐らく之れあらざるべし。而して支那問題に關して將來吾國が露國と兵力に訴へて争はんと欲するが如きは、我國のために不得策なりと云はざるべからず。故に吾人は我當局にして若し遠謀深慮あらば、我國は滿洲に對する野心を何等包藏せざることを露國

に聲明すると同時に、我陸軍を朝鮮の防備に必要な程度に縮少し、以て露國の疑心を解き相共に胸襟を披瀝し、左提右挈して東亞の時局を料理するの策に出づべきものなるのみならず、更に一步を進めて、日露同盟すべきものなるべきを思ふ。然るに吾國の方針茲に出でずして、飽く迄陸主海從的の矛盾せる軍備を頑守せるは何ぞや。

更に日英同盟と我國軍備の關係に就て論せんか、英國は日英同盟締結當時は、我陸軍に重きを置きたるものなれども、今日に於ては既に日露戦争を利用して露國の極東勢力を挫折せしめ露國南下の勢を支持し得たるを以て、我陸軍の勢力を借るの必要少し。然るに獨逸及米國は近時頓に其海洋的勢力を増加し動もすれば英國の壘を摩せんす。故に今後にありて英國の頼む所は寧ろ我海軍力にありと云はざるべからず、而して我海軍力強大なれば強大なだけ、益々英國をして味方としては頼むべく、敵としては恐るべきを思はしむる所以にあらずや。而して又之をして我を眞に畏敬せしむる所以にあらずや。故に吾人は日英同盟を繼續すると否とに拘らず、我國が大海軍力を有するを以て外交上最も望ましきことなりとす。海軍は實に今後の外交問題を解決する殆ど唯一の鍵なるべし。之を徒らに外交上に害を與ふる所の陸軍と同日に論ずべからざる更めて言ふまでもなからん。

尙ほ之を對支那關係より觀、又對米關係より觀んか、其結論は略ぼ同様なるべし。西隣の支那、及東隣の米國は、共に我國と相提挈して進むべきの國也。而して支那のためにも、米國のためにも、我海軍が東亞の海面を制するだけに強大なると同時に、其陸軍が朝鮮を防備する程度のものに止まることは、最も望ましきことなるべし。何となれば、支那は今や覺醒せるが故に、近き將來に於て統一せる國家を形成し得べく若し亦近數年間に完全なる國家を組織し得ずとするも、國際關係の複雑なる今日にありては之を分割すべからざるは勿論、當分は各國共に領土保全主義を持續すべきが故に遅くも二三十年内には國家を組織し得べし。支那にして既に儼然たる大國家を爲さんか、其國防軍は大陸國なるが故に陸軍なるべし。既に然りとせば此の時に當ては吾人は寧ろ支那と結びて、之をして陸方面の防備に任せしめ、我國は専ら海面の防禦に任せば、常に財政上の負擔を軽くするを得べきのみならず、大に國防を充實するを得べし、而して彼此兩國共に利して損する所なかるべし。

又之を米國の側より見るも、日本の海軍が少なくも自國の海軍と同等の勢力を有し

且其陸軍が朝鮮防禦のために必要な程度なるときは、一方に於ては日本を侮蔑して不遜の態度に出づることを憚かると同時に、他の一方に於ては自國を侵略せらるゝの虞れなきが故に、茲に兩國は互に尊敬の念を以て交際することを得べく、以て太平洋の波長へに太平なるを得ん。現に米國が日本を恐れ、日本が米國に戒心するは、日本の海軍に比して米國の海軍が餘りに強大なると同時に、又米國の陸軍に比して日本の陸軍が餘りに強大なるが故にあらずや。若し之を適當に調節するに於ては、現下兩國の間に搖曳せる暗雲の如きは直ちに一掃し去らんのみ。

要之、現時の我海軍力が餘りに弱小にして其陸軍力が餘りに強大なるは、之を國防上より見るも、亦之を財政關係、生産關係、經濟關係、社會關係、外交關係等より見るも斷じて策の宜しきを得たるものにあらず。故に吾人は茲に海軍擴張の切要と、陸軍縮少の斷行を絶叫して之を輿論に問はんと欲す。

發展的軍備は海軍か陸軍か

軍事的大陸發展は無謀也

兵を用ゆる鬼神の如く一時歐大陸の全土を併呑したる蓋世の英雄ナポレオンの如きさへ英國に對しては遂に之を如何ともする能はざりしものは何ぞや。當時英國は僅かに四五萬の陸兵を有するに過ぎざりしが故に、若しナポレオン麾下の精悍なる一隊たりとも、苟くも英國に上陸し得たらんには、容易に之を覆滅し得たること疑ひを容れず、然るに事實は之に反し、却て英のウエルリントン公は僅少の陸兵を率ひて大陸に上陸し、ワータロローの一戦能く之が死命を制して再び起つ能はざらしめき。而してこれ一に英國海上武力の賜にあらずや。海島國の國防に海上武力の必要なこと此例によるも明瞭也。今日に於ても英國は尙ほ約六個師團の微弱なる陸軍を有するのみなるに拘はらず、一帶葦水を距て、佛獨等の強大なる陸軍國と相對峙して尙ほ且頑として、世界第一流の大國たる地位を失墜せず。ロバーツ元帥の如きは、南阿戰爭以來頻りに徵兵制度に依つて陸軍を建設せんと劃策せるも、未だ以て國論を動かすに到らず英國人は飽くまで海洋發展主義を以て古今を通じて一貫せる一大方針となせり。依是觀之、我帝國の如きも、亦宜しく英國の海洋的國防方針と海洋的發展方針に則つて以て世界に雄飛すべきものにあらざるか。

吾人は前數章に亘りて帝國々防の要旨を論したり。今茲に改めて簡明に之を摘記すれば左の二件に出でざる也。

- 一、帝國本國の國防は優越なる海軍を建設するを以て絶對的に安全にして、陸兵の如きは單に海軍の根據地及び戰略的要機を有する遠隔せる地點に設くべき要塞の守備兵のみを以て足れりとし、他には一兵だも移動的陸軍力を必要とせざる事
- 二、朝鮮防禦のためには朝鮮の地形を利用し、可成陸兵の數を減ずる事を旨とし、敵の必ず進出し來るべき地點を顧慮して、要塞を構築し、野戰軍六七個師團と相待て陸方面に於ける防禦の第一線となさば足ること。

而して吾人は是の主旨に合するが如くに吾が軍備を調節し、帝國々防の完全を期するを以て、何事を差し措きても必ず先づ第一に着手すべきものなることを信じ、且海洋的發展を以て帝國の採るべき最良の方法なることを屢次陳述したり。然るに世には往々我國の年々増殖しつつある人口に對して極端なる殖民主義を主張し、大陸の軍事的發展を論ずるものあり。是れ素より我が國民の發展上より判斷すれば一應道理ある論なれども吾人の見を以てすれば大陸に於ける我國の立場としては飽までも、平和的に

殖民し、商業、工業的に發展すべきものなりと信ず、何となれば

- 第一、吾人は未だ帝國本土の防備に必要なる海軍力を有せざるに先ち、大陸軍を備ふるが如き本末輕重を轉倒せる軍備の施設を不合理なりとする事。
- 第二、若し大陸に於て露國と衝突せば、兵力の多寡に關せず、戰爭は我れに必勝の算あらざる事。

第三、大陸戰に於て我國現在の陸軍力を使用するに於ては、假令全然帝國本國の國防を顧慮する必要なき時と雖も、尙ほ國力の支へ得る所にあらざる事。

第四、陸海軍の併行的擴張は、國力の負擔に堪へずして、決局陸に於ても亦海に於ても成功せざることは、歴史的に之を證明して餘りある事。

第五、近隣の大陸軍國に對して抗爭せんがために、島國より大陸に陸兵を輸送するは決局奔命に疲かれ、最後の勝利を得る能はざるは、歴史的に證明せられし事。

第六、帝國は海洋的に發展するを以て、最も道理に適へる安全にして且成功の見込確實なりと信ずる事。

即ち吾人は英國の歴史に鑑み、飽くまで海島國たるの本領を失せず、この天險を利

用し國防的の軍備を以て基礎とし、更に進んでは、之を以て世界的海洋的發展のための軍備となさんと欲する也。

抑英國がブリタニー及びノルマンデー地方を放棄したる所以は、假令僅かに一葦帯水を距つる地なりと雖ども、之を保持せんがためには絶えず佛國を敵として戦はざるべからざるが故に、永久に其地方を維持すること困難なりと思惟せしに因る。若し英國にして歐州大陸に於ける領土の維持に腐心したらんには徒らに奔命に疲れ、恐らく今日の盛大を致さざりしならん。英國が大陸の領土に眩惑せずして専ら海洋的發展に力を盡したるは、即ちその今日ある所以也。英國の強大を以てして尙ほ國防に要する海軍以外に大陸の強國と争ふための大陸軍を編制維持すること此の如し。而して英の競争者たりし佛國の振はざるは大陸に位して海洋的發展をなすに不利なる地位にありしに由る。即ち國防上には大陸軍を要し、發展上には大海軍を要し、常に海陸併進的に軍備を擴張するの必要ありしがため、國力を疲らすこと多かりしに由る。依是觀之、我國の國富は佛國に及ばざること遠きに拘らず、其失敗せる海陸併行主義を採らんとするが如きは、實に無謀の極と言はざるを得ず。

抑々一國の發展に就きては之を大陸に求むるか、海洋に求むるかは素より考慮を要する問題なれども、英國の世界的發展の實例を見れば、海國が海洋に發展するは大陸に發展するに比して容易なることを明證して餘あるものと云はざるを得ず——然るに日本が其の海洋國たる自己の本性を忘れて、殊更に煩累多き大陸に勢力を張らんとせば、國防に要する海軍以外に更に殖民地保護に要する強大なる陸軍を養成し維持するの必要を生じ、遂には國力を消費せしめ、國家を衰亡の淵に沈淪せしめんのみ。

斯く言へばとて吾人は必ずしも、滿洲に於ける利權を放棄すべしと云ふにはあらず、平和的に殖民し、商業工業的に發展するに對しては勿論異論なき所なれども。之れがために武力の後援を必要とし、軍事的に發展せんと欲するに到ては、極力反對せざるを得ざるなり。何となれば我國民が一時的感情に熱し、本末輕重を轉倒して、無謀に陸軍を擴張し、海軍の充實を忽かにするが如きことあれば、只だに本國の國防を危ふするのみならず、萬一大陸に於ける利害の衝突にして、意外の出來事を起し、遂に國力を消費し盡すが如き狀況に到れば、其局大陸的にも海洋的にも存在し得ざるに到らんかを恐るればなり。

然れども既に行き掛り上、止むを得ず滿洲の權利は是非共保護せざるべからずとせば、そは必ずしも兵力に依らずとも、他に穩和なる方法手段あるべし、試に吾人の考案の一端を示さんか。

- 一、日露相提携して東亞問題を解決し、露國とは絶對に衝突を避くること。
- 二、滿洲を飽くまで日本の獨專舞臺とすることなくして寧ろ之を世界的に解放し、之に依て生ずる煩累を成るべく避くる方法を講じ、平和的に其施設をなすこと。
- 三、支那を誘導して漸次其の陸軍力を完成せしめ、以て滿洲守備の實力を擧げしむること。

四、露國をして可成中央亞細亞、例へば波斯、印度國境、蒙古方面に意を注がしめ、其勢力を極東方面のみに集中せざらしむること。

二三年前までは或はバイカルまで進むべし、ウラル山に旭旗を飄すべしと云ふが如き壯快なる議論を耳にしたるが、當時にありてすら思慮ある人士は秘かに其迷妄を嗤ひ、北守南進の説を主張したり。而して極めて最近に至りては北捨南進の説を聴くに至れり。時勢の進運は時々刻々も已まず、我國民の思慮が漸く世界的とならんとしつ

ゝあるは邦家のために慶賀に堪へざる所也。

日本國千年の大計のために如何なる方法手段を以てしても是非共打破せざるべからざるものは、誤れる滿洲執着の思想也。吾人は是の誤れる天下の愚論を一掃して後、茲に始めて日本をして海洋的本性に復歸せしめ、依て以て永遠に國基を鞏うし得べしと信するもの也。

吾人は讀者をして倦怠の念を起さしむるまで自己の不文を省みず、我軍備の施設の現狀が全然矛盾し、不合理極まる無主義無定見のものなることを、繰り返し論述したり。

吾人は讀者をして倦怠の念を起さしむるまで自己の不文を省みず、我軍備の施設の現狀が全然矛盾し、不合理極まる無主義無定見のものなることを、繰り返し論述したり。

惟みるに吾海陸軍々人中に於て多少思慮あるものは、吾人と同論なるべきも、國家に忠ならんよりは、先づ權勢家は阿諛迎合して一身の計を立つるに汲々たる今日、世間頑迷者流の多數は尙ほ大陸的軍事發展を夢想せるなるべし。故に吾人は茲に惣括的の結論を提起して讀者の決心を促がさんとす。

吾人、大計、大陸、軍事、發展、夢想、せる、なる、べし、故に、吾人は、茲に、惣括的、の、結論、を、提起、して、讀者、の、決心、を、促が、さんと、す。

- 一、帝國の軍備は帝國を防衛するに十分なる海軍を建設することを以て先決問題とし且つ之を以て帝國々防の本幹とすべきこと。
- 二、海軍の作戦を容易ならしむるがため、海軍根據地及び遠隔せる要地に半永久的の要塞を構築すること。
- 三、陸正面は朝鮮に於て防禦するの方針を採り、可成陸兵の數を減ずるの方法を講ずること。
- 四、朝鮮の防禦を完全ならしむるため敵の前進路に亘る地方に、半永久的の要塞を構築すること。
- 五、危険にして何等の算なき無謀なる大陸軍事發展を斷念し、之がために要する陸軍力を節減すること。
- 六、日本の發展は斷じて海洋的ならざるべからざるが故に、國防に要する海上武力は直ちに又海洋發展に資するの武力たらしむべきこと。
- 七、陸軍は之れを最少限度にまで縮少し、不必要なる官衙學校を廢止し、以て國家財政の基礎を確立し、生産を振起する方法を講ずべく、又戰時止むを得ざる場合のためには補充兵役法に依る短期訓練を以て兵員の増加を計るべく、而して其陸軍より節約し得たる金額は之を海軍の充實費に繰入るゝこと。
- 八、海軍の充實に要する兵器艦船の製造は全部内地に於てし、之を以て工業の改革を企劃すべきこと。

吾人の主張の大略は斯の如し。而して其の如何なる程度に陸軍を縮少し、海軍を充實すべきかに關しては別に論ずることとせり。最後に尙ほ附言すべきことあり。他なし如何に吾人が熱心に國防の誤謬より來る帝國の危険を叫び、如何に國論の喚起に努め、軍備の施設を其緩急に應じて調節せんとするも、我國には容易に打破し難き障害的機關―妨害的人物―あるが故に、吾人は帝國軍備の方針を決定せんとするに當りては、先づ順序として、十分に各方面の智識を集めたる國防會議の設立を以て急務なりとす。

要するに國防問題は現下に於ける最重最要の問題也。帝國の前途を憂ふるものは、極めて、眞面目に、且極めて慎重に之を考量し、非常なる大決心を以て之が斷行を期せざるべからず、吾人は先づ其方案を立てたり。而して之を實現し得ると否とは、たゞ國民の決心覺悟如何にあるのみ、嗚呼、たゞ國民の覺悟決心の如何にあるのみ。

海軍擴張の程度

海軍擴張の程度を論せんとするに當りては、先づ我國の想定敵の海軍力如何を計算せざるべからず。而して現下に於ける我國の想定敵は米獨の二國なるが故に、我海軍力の標準も亦此二國の海軍力に置かざるを得ず。茲に一言想定敵の意義を辯じ置くべし。抑々想定敵とは必ずしも近き將來に敵國として現はるべしと云ふ觀察より生ずるものにあらずして、利害上、歴史上、地理上及其他の關係より、平易に且常識的に判斷したる後、若し是等の諸國に對し兵力の均衡を維持せざる時は平和の確實を保し難しと認むる場合に、其國交の親疎に論なく、關係諸國を擧げて悉く想定敵と見做し、其中最大の勢力を以て我に對抗し得べき一國を取りて假りに之を想定敵の目標とするもの也。故に今太平洋上に利害關係深き諸國中より同盟國たる英國を除く時は、最も強大なる海軍力を以て我國に對抗し得るものは、獨、米の二國なるを以て、我海軍力の標準を定むるに當りては、此二國中の孰れかを想定敵の目標として擇ばざるべからず。

今や海上の兵力はドレッドノート型艦並に超ドレッドノート型艦に依つて代表せらる。従つて今後海戦の際、第一戦線に立つべきものは少くもド型艦以上の戦艦及び戦闘巡洋艦ならざるべからず。今米獨二國のド型艦及超ド型艦を見るに、米國は去る千九百八年以來ド型艦を進水せしむること八隻に及び、尙ほ本年以後毎年少なくとも二隻宛の超ド型艦を進水せしむべきが故に、明治五十年即ち千九百十七年までには更に十二隻の戦艦を進水せしむべく、若し又其海軍當局の志望の如く、毎年四隻宛の割合を以て起工する時は、其倍數即ち約二十四隻を進水せしむべきが故に、明治五十年末に於ける米國海軍のド型艦及び超ド型艦は二十隻乃至三十二隻なるべく、又獨國は、千九百八年以來ド型艦を進水せしむること十五隻に及び、尙ほ千九百十七年、即ち明治五十年までに進水せしむべき豫定超ド型艦十九隻に達するのみならず、更に所謂大海艦隊の第三艦隊を建設するに於ては早晩更に八隻の超ド型艦を加ふべきが故に、(目下の所新に建造すべきは三隻に過ぎざるが如くなれども、近き將來に於て必ず更に他の五隻を新造するの議出づること疑ふべくもあらず)千九百十七年末に於て獨國の有すべきド型艦及び超ド型艦は恐らく四十二隻に上るべし。而かも萬々一此新計畫にして議會の協賛を経る能はざる場合と雖も、三十四隻のド型艦及び超ド型艦は法律の結果當然

建造せらるべきものに屬す。然るに此年度に於て我國の有するド型艦及び超ド型艦は、昨年末までに進水せるもの薩摩、安藝、河内、攝津の四隻、今後明治四十九年までの間に於て建造せらるべきもの金剛、比叡、霧島、榛名及び扶桑の五隻計九隻に過ぎず。これ獨米兩國の海軍力に比して僅々五分一乃至二分一未滿の勢力にあらずや。斯の如き微弱の海軍力を以て獨、米二國と相對峙して我國防の任務を全うし、且東洋の海上權を確保せんとする。木に縁りて魚を求むるよりも尙ほ一層の難事と言はざるべからず。是れ我國が朝鮮を防禦する以上に必要なる大陸軍を有すると共に、我國防上の一大矛盾、一大危險にして、一朝有事の日は我國體を震撼せしむるの虞れある無謀至極の計畫なり。吾人は少なくとも、如何なる場合に於ても、我國體を擁護するに足るだけの海軍力を備へざるべからざることを主張す。

我想定敵たる米國若くは獨逸に相對峙して敢て遜色なきの海軍力を備へんと欲せば、少なくとも八隻編制の超ド型艦々隊、三艦隊、四隻編制の超ド型戰團巡洋艦隊、三艦隊を中堅とせる海軍ならざるべからず。而して我國が今後建造すべき豫定の超ド型艦は、前記の如く戰艦一隻、戰團巡洋艦四隻計五隻なるを以て、其不足隻數は戰艦二十三隻、

戰團巡洋艦八隻計三十一隻也。今假りに之を千九百二十年即ち明治五十三年までに建造し了るとするも、毎年四隻宛を建造するを要し、此建造費約一億二千萬圓を支出せざるべからず。而して之に附隨する巡洋艦、通報艦、驅逐艦等の經費を合算する時は（海軍擴張に伴ふ水陸設備費を別にするも）無慮一億六千萬圓内外に上るべし。これ到庭我國の財政の堪ふる所にあらず。故に吾人は遺憾乍ら超ド型の戰艦及戰團巡洋艦各二艦隊（其隻數二十四隻）の建設を以て満足せざるべからず。今假りに明治五十三年度までに之を完了するものなりとすれば、年々二隻半宛の建造、此建造費約七千五百萬圓他の補助艦隊の建設費と合して約一億圓を以て足るべきが故に、之に海軍の經常費を假りに五千萬圓とするも、約一億五千萬圓の海軍費を以て足るべし。これ陸軍を吾人の意見の如く國防に必要な程度に縮小するに於ては、容易に支出し得るの經費たり。吾人は我當局にして、眞に國防の意義を解せば、而して其職務に忠實ならば、必ず此策に出でざるべからずと信ず。

今讀者の便宜のため、左に吾人が明治五十三年までに我國防上所要とする艦隊表を掲ぐべし。

第一艦隊

超下型戰艦八隻(各約三萬噸)

超下型戰鬥巡洋艦四隻(各約三萬噸)

快速巡洋艦四隻(各約四千噸)

通報艦二隻(各約三千噸)

驅逐艦十六隻

外に潜水艇、特務艦等若干

第二艦隊

超下型戰艦八隻(扶桑外同型艦七隻)

超下型戰鬥巡洋艦四隻(金剛、比叡、霧島、榛名)

快速巡洋艦四隻(筑摩、平戶、矢矧、外同型艦一隻)

通報艦二隻(各約三千噸)

驅逐艦十六隻(山風、海風、櫻、橘、外十二隻)

外に潜水艇、特務艦等若干

第三艦隊

下型戰艦四隻(河内、攝津、薩摩、安藝)

裝甲巡洋艦四隻(鞍馬、伊吹、筑波、生駒)

巡洋艦四隻(利根外三隻)

通報艦二隻(最上、淀)

驅逐艦十六隻(浦波、磯波、綾波外十三隻)

外に潜水艇、特務艦若干(現在のものを以て之に充つ)

補助艦隊

戰艦八隻(香取、鹿島、三笠、朝日、敷島、石見、肥前、周防)

裝甲巡洋艦八隻(淺間、常盤、八雲、吾妻、磐手、出雲、日進、春日)

巡洋艦四隻（笠置、千歲、津輕、宗谷）

驅逐艦十六隻（彌生型）

外に潜水艇、特務艦若干（現在のものを以て之に充つ）

右の内、第三艦隊、補助艦隊の全部並に第二艦隊の一部は現在若くは建造計畫中に係るが故に、今後新造を要するものは、第一艦隊の全部並に第二艦隊の一部にして、超D型艦十九隻、約五十七萬噸、快速巡洋艦五隻約二萬五千噸、驅逐艦二十八隻、及潜水艇、特務艦等若干隻なるべし。而して每一噸の建造價格を約一千圓とすれば、五十七萬噸の超D型艦及び二萬五千噸の快速巡洋艦新造のためには約六億圓を要すべし。六ヶ年計畫として正に年額一億圓也。這是帝國々防のため今後必ず投せざるべからざる所の經費なりとす。一層明晰に是を言へば、我國民にして若しこの費用を出し吝むに於ては、帝國は近き將來に於て如何なる悲運に遭遇するやも計られざるものとす。即ち帝國の安全を確保せんがめには是非とも年一億圓宛の新保險料を支出するを要する也。

●陸軍改革案（一）

第一、陸軍常備兵數の減少

吾人は既に軍事的に大陸に發展することを以て何等の算なき無謀の計畫なりと論斷し、我が陸軍力を國防上必要なる程度即ち六七個師團に減ずるも可なりとの意見を述べたり。而して六七個師團は平時に於ける我師團數の約三分一なるが故に、若し此程度にまで我陸軍を縮小するに於ては、之に應じて陸軍省所管軍事費の過半を節減し得べし。而かも陸軍の經費を節減し得る餘地は之のみに止まらざるが故に、陸軍省所管軍事費の三分二を減ずるは易々たる事なりとす。而して本年度の陸軍省所管軍事費は約七千二百萬圓なるが故に其三分の二は則ち四千八百萬也。陸軍の縮小は常に斯の如く其經費を節減し得るに止まらず、之に依て國家の生産を増加するの利益は非常也。今假りに陸軍を拾二個師團縮小するものとせば其平時兵員約拾二萬人なるべきが故に、一人一ヶ年間の所得額を假りに二百圓とするも、二千四百萬圓に上るべし。

第二、歸休制度の擴張

現時は國民教育普及し、小學校に於てさへ兵式體操を

課する時代なるが故に大に歸休制度を擴張して經費を節減するの餘地ありとす。全然兵に關する觀念なきものと、此の觀念に富み且教育あるものとは之を同一に律すべきものにあらず、凡そ最劣等の兵に對して、二ケ年の訓練を要するものとせば、最優等の素質を有する兵の訓練は三四ヶ月にして足るべき筈也。故に兵士の教育の程度並に入營後の成績によりて、或者は六ヶ月、又或者は一ケ年にして歸休せしむるも、實際に於て何等の差支なかるべし。現に師範學校の卒業生が六週間現役に服し、又一年志願兵が一ケ年の兵營生活の後、豫備將校となり得るの事實に徴するも、相當の豫備教育を受けたるものが、如何に短日時の訓練を以て堪能なる兵士たり得るかを推知するに足る。又之れを一般の徵募兵の訓練の實際に徴するも入營後六ヶ月にして各兵共其の兵科に於ける基本の教練を習了し、爾後は兵卒として諸勤務に服し、教練の復習をなすものにして、秋季の機動演習を待て諸兵の連合戦闘動作を修習し、之れを以て兵卒としての凡百の教練を全く完結するものなれば、二年目三年目は純然たる復習に過ぎず。而かも復習期に於ける兵卒は直接戦闘に關係なき、表門裏門の番兵、火藥庫の番兵、軍旗番兵、營倉の番兵、被服庫の雜役、兵器庫の雜役、厩番人、炊事の當番、室内の當番、醫務室、經理室の雜役、罪人の護送、病兵の輸送、衛戍勤務の衛兵、葬式の儀仗、高官の送迎、將校の從卒等、種々雜多の雜役のために時間を消費すること多く、之に加ふるに、其の教育訓練中には、毫も陣中に於て必要な課目頗る多きが故に、雜役勤務と相待て兵卒として最も必要な戰闘的訓練を阻害すること多し。斯かる實情なるが故に兵卒が二年目に於て實際戰鬥に必要な訓練を受くる時日の合計は、恐らく三四ヶ月に過ぎざるべし。若し此等の弊害を除去し兵卒を無益に使役せず其軍隊教育の如きも陣中に於て必要な程度の教育、即ち士氣旺盛にして、射撃に巧みに、且つ軍紀に服従するの兵士を得るを以て主眼となさば其教育は愈々簡略となり從て又益々歸休制度を擴張し得るの餘地を生ずべし。吾人の私案としては中學校、小學校の體操を可成軍隊的にし、中學校若くは之と同等の學校に二年以上在學したるものを半ケ年現役とし、小學校卒業以上の者亦之に準じ、以下一ケ年現役、一ケ年半現役の制度を設け、最劣等者にあらざれば二ケ年在營せしめざるの制度を設くるを以て可なりとす。

以上の論は多く歩兵に適用すべきものにして騎、砲、工、輜重等の特科兵は之れと稍々事情を異にすと雖も、其教育課目を専ら戰鬥上必要なものに止むるに於ては、

其服役年限を短縮して二ケ年となすは、決して困難ならざるべきを信するものなり。現に今日隊附士官は馬丁を廢せられたる結果、從卒を以て馬丁の代りとなし、朝夕自己の用に之を使役し、從卒も亦上官の恩故を享くるを以て之に満足し、大切なる訓練を受けざることも數々なるにも拘らず、大概二年目に歸休を許可せらる。吾人は此從卒の受けたる軍事教育にして、兵卒たるに十分なりとせば、他の一般兵士（從卒ならざる）と雖も、其教育日數を短縮し得ざる筈なしと信するもの也。

露西亞が教育の普及獎勵のため法律を以て諸學校卒業者の服役年限を、學校の程度に應じて短縮し、又陸軍大臣が豫算の都合上、大多數の兵を服役年限よりも早く歸休せしめつゝあることは、参考に資するの價值あるべし。

第二、東京衛戍總督部の廢止 大凡無用の長物、重複せる機關を備へて飽くまで治外法權の地位を占むるものは、我國に於ては、陸軍の外あらざらん。今試みに軍隊と官衙とに於ける俸給の比較を示すに左の如し

内地 官衙一、に對し軍隊三、
朝鮮 官衙一、二五に對し軍隊一、

臺灣 官衙一、に對し軍隊二、五

樺太 官衙一、に對し軍隊四、

是の比較は其大略を示せるに過ぎざるも詳に之を研究するときには我陸軍省所管軍事費は陸軍武力の要素たる軍隊を養ふに比し、鼻眼鏡をかけたる高襟軍人を養成する經費の方多きを見るべし。殊に朝鮮の如きは、官衙の經費が軍隊の經費に比して却て大なるに到つては驚かざるを得ず。國家の干城たるべき兵卒の住居する兵營は、粗造なる受負普請にして、或は羽目の間、或は天井の隙より寒風吹き込み、雨漏り、暖爐の設備はあれども、之に要する燃料は僅々一日に二時間内外焚き得るに過ぎず、又兵卒の手袋、靴下等は委任經理のために十分に給與せられず、其一日の給料は、煙草を購ふにさへ不足なるに拘らず、官衙にありては、小使部屋にさへ大火鉢に木炭の二俵も投じ、大釜に湯を沸かし、役人の部屋には朝より晩まで暖爐を燃き續け居るが如き費を盡せり、之をしも不都合と言はずして何をか不都合と稱すべき。依是觀之、第一着に整理を要すべきものは、陸軍に於ける官衙及學校なること明瞭也。

抑々東京衛戍總督は如何なる任務を帯び居れりや、軍隊の教育訓練、出師動員に何

等の關係なく、東京の衛戍地内にある砲兵工廠、火薬庫等に番兵を割り當て、練兵場又は射撃場を各隊混雜して使用せざる様、日割を定めることを以て最も主要なる職務とし、東京の防禦計畫を爲すが如きことに至つては内亂の虞なき今日、最早其必要もなければ、事實に於て其任務外にあり、然るに今尙ほこの大機關を備へあるは何ぞや吾人は之を以て全然無用の長物なりと信ず。或は東京の如く多數の軍隊駐在する地には衛戍上等の諸軍隊を一指揮官の下に統一するの必要ありと云ふ論者もあらん。然れども這は眞に東京を衛るの必要を生じたる場合に於て特に然るのみ。平時に於て毫も其必要を認めざる也。横須賀の如く海陸兵の混同雜居し、鎮守府司令長官あり、要塞司令官あるの地に、之を統一指揮する機關なくして。却て東京に之あるが如きは吾人其理由を解するに苦しむ。又東京に於て觀兵式を舉行せらるゝ節大概衛戍總督之が指揮官に任せらるゝも、斯の如きは必ずしも衛戍總督に限らざるべからざるの必要あることなし。

第四、内地要塞及其司令部の撤廢 我が日本帝國の如く頗る延長なる海岸を防禦するに當り、到る處の海岸に要塞を配置し、陸兵を以て之を守備せんとするは、素

より不可能の事に屬す。假りに現在の我國に於ける海岸要塞の配置を最も當を得たるものとするも、眞面目に海岸要塞の附近に上陸するが如き愚を演ずるの敵は之れあらざるべく、若し又威嚇砲撃を爲さんとするの敵ありとするも、是れ亦軍艦を以て砲臺と交戦するが如き愚を演せざるや必せり。故に結局海岸要塞は武備を張れる案山子に過ぎず。我國を防禦するにはたゞ優勢なる艦隊を備へ、敵艦隊の移動性に伴ふて我も亦移動的に之を搜索し、撃破するの一法あるのみ。或る反對論者は海軍の敗北したる時を顧慮して海岸要塞を必要なりと云ふも、其は一顧の價値もなき議論にして、苟も我海軍にして敗戦したる曉には帝國の海岸線の全部を鐵壁を以て圍繞せざる限り、敵は任意に己れの欲する地點を撰びて上陸を開始するや論なきのみ。

畢竟するに我國の海岸要塞は雇教師メツケルが教へたる舊時代の計畫に屬し、東洋の形勢今日の如くならず、我海軍も亦頼むに足らざりし舊世紀の遺物にして今や全く無用の長物に化し了せり。或る論者は海軍假令優勢なりとも、迅速なる敵の巡洋艦は我艦隊の監視を脱し、望樓の目を掠めて、無防禦の海岸に接近し、鐵道乃至市街を砲撃せば如何と云ふも、臺灣琉球の如き地點は兎も角、我が本土の附近に出沒するが如き

勇敢なる敵あらば大に敬意を拂ふに足るも、我海軍力の優勢なる限り、之をして跳梁を逞しふせしむるが如きことは之れあらざる也。

尙ほ世には我が馬關要塞、藝豫要塞、紀淡要塞等を以て英國のジブラルタル要塞、マルタ要塞、アレキサンドリヤ要塞等に比するものあれども、英國の要塞と我國の要塞とは根本的に其性質目的を異にす。即ち英國の地中海に於ける要塞は東洋に往復する英國海軍の根據地防禦をなすものなれども、我國の要塞はたゞ單に敵艦を内海に侵入せしめざる爲なるに過ぎず。敵艦隊如何に愚なるも、行動自由なる太平洋方面又は日本海方面に活動することを爲さずして、何ぞ内海に侵入するの愚を爲さんや。

吾人が我國の海岸要塞を嗤ふ所以のものは、其位置が既に頗る當を失せるに拘らず、堡壘砲臺、水雷、鹿柴、廿四、廿八珊知榴彈砲、加農砲、電信電話、守備兵何聯隊、要塞司令官、參謀、副官と云ふ大編制に加ふるに背面防禦にまで力を注ぎ、要塞地帯條例てふ矢筈しき法律まで設けあるを馬鹿らしむと爲せば也。

之を要するに固定的死物の要塞に依て海岸を防禦せんとするは到底不可能の事に屬す。然れども英國と同一の主旨に基き、海軍の作戰を容易ならしめんがためには、遠隔せる戰略的要地、例令は澎湖島の如き敵の中繼所となるの虞れある地、並に海軍の根據地を防禦するがためには、相當の要塞を必要とすること勿論也。

第五、馬政局及軍馬補充部の改廢 馬政局は馬匹の改良を目的として競馬の開催、種馬の購入をなし、地方に種馬所を設置して無償にて交尾せしめ、又軍馬補充部は軍隊に必要な馬匹を民間より購入し、之を一定の牧場又は民間に預托して飼育し、五六歳の年齢に達するを待ち軍隊に分配するを以て其任務とす。故にこの兩者は之を合同して差支なかるべし。或は又馬政局の事業は全然之を陸軍省の所轄より離して、農商務省若くは産馬地たる各縣の畜産課の事業に移すを以て至當となすべし。

第六、教育總督部の縮少 軍隊教育の齊一を企畫すること素より必要なりと雖も、教育は元來戰鬥力の一部なるが故に、國軍編制上に於ては其一分課と云はざるを得ず、從て之を天皇に直隸する獨立機關ならしむることは不合理なり。教育總監部の獨立は參謀本部(軍令)と陸軍省(軍政)とが相待て軍事施設の目的を圓滿に達せんとするとは大に其趣きを異にす。故に吾人は之を軍政機關たる陸軍省に屬せしむるを以て最も其當を得たるものなりと信すれども、若し不可なりとせば、宜く軍令機關たる參謀本部の一分課とらしむべし。

の一課たらしむべし。

第七、陸軍砲工學校の廢止

砲工學校は士官學校を卒業したる砲工兵將校の必ず一度は通過すべき關門にして、微分、積分、製圖を教ゆる學校なり。而して普通科の課程は一年なるも、其中の少數の好成績者は更に一年間の研究科に入らしめ、其中の極少數者を選びて更に帝國大學に入學せしめ、又は歐洲に留學せしむ。斯くの如くして我陸軍は始めて鼻眼鏡の技術官を得、故に我が陸軍は二三人の兵器の製造技師——職工長を得んがために、年々數百名の砲工兵將校を砲工學校に收容して、全く陣中に於て何等の必要な學科即ち微分積分の如きものを教へて、之れがために却て各隊に於ける兵卒の教育を忽諸に附す。吾人は技術官を軍人に限るは兵器の進歩を害する所以なるを信すれども、若し陸軍に於て是非共、技術官養成の必要ありとせば、須らく始めより二三人を選びて、帝國大學の造兵科に預托するに如かず、即ち砲工學校の如きは全然存置に値せざるものなりと信す。

第八、陸軍幼年學校の廢止

本校は之を中央幼年一校、地方幼年六校に分ち、軍人の孤兒を收容すると、軍人精神を養成するとを以て特設の理由となし、一般普通學

を教ゆる所なれども、其の孤兒を收容することは兎に角、精神教育は必ずしも幼年學校の專賣にあらざるのみならず、其餘りに世間と隔絶したる馬車馬的の教育は、却て軍隊生活に入りし後、累を及ぼすこと多く、概して幼年校の出身者は強情にして世間知らずの無鐵砲なる結果、絶えず他と衝突し、其一身を誤まるもの甚だ多きを實際の狀況なりとす。故に若し強て幼年學校を存置せんとせば、之を常に世間と接觸せしめ、馬車馬的ならざる様に改正するか、若くは陸軍將校をして少なくとも大尉までは兵營内に起臥せしめ、妻帯を許さざることとすべし。現時の如く少尉となるや否や、妻を迎へ家庭の人となるを許すに於ては、折角幼年學校に於て世間と隔離して養成せし所謂軍人精神なるものは、忽ちにして雲散霧消し、昨は衣肝に至るの慷慨生も、今は早くも少女は言はず花語らずの粹人となり了す。故に寧ろ之を廢止し、供給力豊富なる中學校の卒業生を撰抜して士官學校に入學せしむるに如かず。

第九、陸軍經理學校、同軍醫學校、同獸醫學校の廢止

是等の諸學校は皆な是れ學問上の研究所なれば、現に法科大學、高等商業學校、醫科大學、醫學專門學校、農科大學、獸醫學校等の卒業生を採用するの途ある以上、特に之を存置せしむるの

必要を見ざるのみならず、其將校相當官に高等の學術を授與せんと欲する場合に在りても、必ずしも陸軍に於て學校を存置するの必要なく、適宜に人を撰抜して大學等に預托するを以て十分なりとす

第十、騎兵實施學校を乘馬學校に復舊 騎兵實施學校は騎兵戰術と馬術とを併せて研究する所なれども、元來騎兵の活動武器たる馬匹は、其使役期限極めて短きものなるが故に、之を最も經濟的に且つ長期間に亘て使用し得ることを講究するは、我國の如く馬匹の不良なる邦國に在ては、殊に重要な一任務なりとす、而して其目的に合する學校は即ち乘馬學校なりとす、然るに之を騎兵實施學校に改め、騎兵戰術を教授し教導中隊を設けたるが如きは、却て本職たる馬術を忽かにする恐あるが故に、宜しく之を乘馬學校に復舊し、騎兵戰術の如きは陸軍大學校に特科を設けて研究せしむるを以て至當とす

第十一、戸山學校、野戰砲兵射擊學校、重砲射擊學校の縮少 吾人は此等の諸校を全然不必要なりとするものにはあらざるも、現在の如く教導大隊の如き多數の兵員を養成して研究の材料に供するの必要なしと信ず。若し研究上兵隊の必要

ありとせば宜しく附近の軍隊を以て其材料に供すべし。

第十二、皇族附武官の廢止 特に皇族附武官を設けざるべからざるの理由なし。經費は少なれども無用の官職也。

第十三、海外駐在武官の廢止 外國駐在員費も亦其額は少なれども、宜しく之を廢止すべし。何となれば、彼等の虚欺無責任なる報告を信せしが故に、我軍は日清戰爭に於ては人夫編制の輻重を採用して、大に軍隊行動に累し、日露戰爭に於ては旅順の防備を誤察して多大の損傷を受け、且西刺利亞鐵道の輸送力を誤算して、戰爭の終局に於ける彼我陸軍の對勢上、我をして不利の位置に立たしむるに至りたればなり。若し彼等にして在らざりしならば、我軍は日清戰爭に於ては駄馬編制を採り、日露戰爭に於ては、旅順に正攻法を用ゐ、又恐らく最後まで戰勢を有利に進轉せしめ得たるならん。依是觀之、彼等ありしが故に、兩戰役に於て我軍の被りし不利、損害の幾何なるやを測るべからず。斯かる有害無益の人員のために支出する經費は宜しく之を削減すべきなり。尤も吾人と雖も絶對に之を目して不必要となすにはあらず、若し其人にして宜しきを得れば極めて有要のものなりと認むれども、惜むらくは其人なきを如

何せん。

第十四、定員外將校を減ずること 現時我陸軍に定員外の將校多きことは日露戦役の結果なるも、必要な定員外の將校は宜しく之を淘汰すべきなり。

第十五、旅費額を削減すること 現時の豫算面に現はれたる旅費は多きに過ぐ。毎年二三回、十數名宛見學と稱して、通辯の必要あるものを歐洲に遊山旅行せしむるが如きは、旅費過剰の結果より來る贅澤の沙汰なり。若し眞に見學の必要あらば、俊秀なる將校を選抜して一地に長く駐在せしむるに如かず。殊に元帥府の旅費として二萬九千圓を計上しあるが如きは驚くの外なし。宜しく之を削除すべきなり。

第十六、聯隊區司令部の廢合 聯隊區司令部は現在の陸軍に於ける諸官衙中に於て比較的煩忙なる官衙なれども、其は自からの繁文褥禮のために然るものにして、例へば在郷軍人の一週間以上の旅行、罪人、勳章、結婚等の愚極まる取調をなすために、多數の人員と時日とを消費するものなれば、若し之を召集、點呼のために必要な事に限る時は、二個の聯隊區司令部を合して一個の旅團管區司令部となし得べし。

第十七、演習費の節減 演習費を節減せんと言ふ時は何人も其戰鬥力に影響せ

ことを想像するならんも、其は軍隊の實情に通せざる迂遠の論也、現在陸軍に於ては、毎年八九月頃、小銃彈の過剰を生ずるため、無益に之を消費するの嫌あり。而して新兵の卒業後より機動演習前にかけて度々二三泊の外泊行軍を施行すれども、これ殆んど何等の利益をも與へざるものなれば、機動演習以外に特に外泊行軍を練修するの必要なし。故に吾人は若し演習費を節減する能はずとせば、寧ろ是れを他の有益なる演習、例へば、鐵道輸送、船舶輸送等の練習に使用するを以て遙かに勝れりと信ず。

第十八、糧抹費の節減 吾人は軍隊給養の實際を見ては到底節減の餘地なしと信ずるものなれども、豫算面に現はる糧抹費の單價は概して一般價格に比しては高價に見積りあるを以てこれ亦節減の餘地あるを信ず。

第十九、滿韓派遣部隊費の削減 此の經費中、吾人が最も奇異の感を起さざるを得ざるは、其軍事費に於ける軍隊と官衙との比較にして、僅かに一個師團若くは二個師團未滿の軍隊を派遣せるに對して、官衙に要する軍事費が、軍隊に要する軍事費よりも却つて巨額なるが如きは、餘りに本末を轉倒せりと云ふべし。吾人は朝鮮に於ける駐屯軍司令部、軍馬補充部支部、兵器廠支部、運輸通信部支部の如き左程必要なら

ざる官衙は、病院を除くの外、全部之を廢止せんことを主張す。次に彼の不條理極まる所の軍人の在外加俸の如き、如何なる僻遠の地と雖も命の儘に赴くべき軍人が殊に吾が領土内に於て増俸を要すと云ふに到ては、吾人其理由を解するに苦しむ。

第二十、内地の兵營を廢合し、朝鮮派遣部隊を永久的護境師團となすこと。内地に於て師團が互に其衛戍地を異にするは召集、動員等のために止むを得ざるものなれども、師團内に於て一師團長若くは旅團長の配下にある聯隊にして、互に其衛戍地を異にせるは、地方の繁榮又は軍事志想普及等の利あるも、之がため(一)秋季機動演習の場合にあらざれば諸兵の連合演習をなすことを得ず、従つて又旅團長は自己の配下の兩聯隊を合して旅團教練をなすことを得ざるのみならず。(二)旅費、通信費を増加し(三)射撃場、練兵場、病院等を各別に有せざるを得ざる等の大不利あり。本來軍隊なるものは、可成都會を離れ地價の廉なる土地に一大練兵場を設け、其周圍に集團して位置せしむるを以て、最も理想的のものとする。何となれば斯くするに於ては兵の勤務を減し、演習のため往復の時日を徒費せず、諸兵互に連合演習をなすこと容易なる等、教育上の便益多大なるのみならず、旅費、廳費、營造建築物、附屬官衙等を減す

るを得て經濟上の利益も亦多大なれば也。故に吾人は能ふべくんば、我國の兵營を適當の地に集團せんことを欲するものなれども。而かも、内地にありては今更らに之を實行するは困難なる事情あるべきにより、寧ろ之を朝鮮に移して、彼の地に衛戍駐屯せしめ、以て平時より國境附近の地形に通曉せしむると同時に、兼ねて朝鮮の開發を補益するに如かず。若し之を實行するに於ては軍隊は山野を跋渉し、互塞に耐ゆるの強兵となり、憲兵の如きも亦當然不必要のものとならん。或は斯くせば其入營除隊のために要する輸送費、及び動員の際に於ける召集困難なるかの如き感を抱くものあらんも、現時の如く交代法に依り軍隊を派遣駐屯せしむる時は、其之に要する輸送費のみならず、其動員召集に於ける關係も亦異なる所なきが故に、却て軍隊を彼地に永久的に駐屯衛戍せしめ、動員の場合は馬關、釜山、仁川等に動員事務派出所を設け、以て其完結の敏活を計るを以て策の得たるものとする。

第二十一、内地憲兵の廢止。元來憲兵なるものは戰時、占領地域内に於て軍政を布く場合に於ける軍事警察官としてのみ其必要あるものにして、警察制度の整頓せる内地にありては無用の長物なり。若し内地軍人の犯人に對する檢察官の必要あり

とすれば、宜しく將校をして之に任せしむべし。現に軍法會議に於ける判士たる將校は檢察官にあらずや。若し夫れ地方騷擾等の場合にありては、憲兵の能力は所詮警察官に及ばず。従つて警察官の力に及ばざる程の騷擾ならば、衛戍規則に依る衛戍兵をして活動せしむるに如かず。孰れにするも内地の憲兵は不必要也。

第二十二、砲兵工廠、干住製絨所、衛生材料廠被服廠、等を全部民業に移すこと。これ或は財政上に於ては陸軍の經費を節約し得ること少からんも、之に伴ふ國家經濟上の利益は非常なるものあるべし。たゞ兵器の製造は多少軍國の機密に亘るものあるべきにより、之に備ふるため、造兵廠は半官、半民のものとなすの要あらんか。

第二十三、武裝手當の全廢。文官高等官が何等服裝上の手當を受けざるに拘らず武官に限り服裝馬裝手當を支給せらるゝの理由を認むる能はず、宜しく全廢して然るべし。

●陸軍改革案 (二)

第一、軍令と軍政の干係。凡そ軍備の整理を斷行せんと欲せば、必ず先づ其根本に溯りて軍令と軍政との範圍を確定する事を要す。而して吾人の見を以てすれば軍令と軍政とは密接なる關係を有し、全然分離すること困難なるのみならず、純然たる軍令上の事務は其範圍極めて狭少なる、號令、戰鬥序列、作戰計畫等の類に過ぎずして、他の軍事々務は悉く軍政の範圍内にありと信するものなれども、現時の我軍施設は凡て重きを軍令に置きて、解釋せらるゝが故に、軍隊は國家の外にあるが如き觀を呈し、其施設若くは行動に就て、何人も國家に對し責任を負ふもの無し。これ立憲治下に於ける一大矛盾と云はざるべからず。例へば我軍が號令又は作戰計畫を誤り無益に多數の兵員を殺傷したりとするも、國家に對しては何人も其の責を負はざるが故に、軍事的の施設行動は國家の施設、行爲にあらずるが如き觀を呈す。蓋し軍令は大權の發動にして軍政に對しては全然獨立せるものなるが故に、之を陸海軍大臣の責に歸すべからず。既に陸海軍大臣の責に歸すべからずとすれば他に何人も之が責を負ふものあらざる也。

學者は軍令の獨立を以て彼の司法大臣が裁判所の行動に關して責を負はざるが如く、文部大臣が學校の學事に對して責を負はざると同一に之を論ずれども、抑々軍令

を獨立せしめたることは裁判の獨立等とは少しく其趣きを異にせるもの也。彼の千八百七十年の普佛戦争に於て「ナポレオン」三世が佛國々境に配備したる佛軍は到る處獨軍のために敗戦せるに當り、「マクマホン」元帥は佛軍を整頓し、軍の組織を新たにせんがため、佛軍をして國境の陣地を撤し「シャロン」附近に退却せんとするに際し、佛國々民は佛國內に獨軍の進入することを恐れて「マクマホン」の作戰計畫を喜ばざりし。又近くは日露戦争に於て、露國の浦鹽艦隊の跋扈に對し、我國民の一部のものは東郷聯合艦隊司令長官をして、其艦隊の一部を浦鹽艦隊に對して分遣せしめんとするの意志を有したり、而して假令國論が自國の軍隊の退却を喜ばず、又一艦隊の分遣を企望すとも軍の作戰計畫は之がために變更すべきものにあらず。是れ即ち軍令の獨立を要せし所以なれども、國民の軍事智識進歩せば國論は恐らく軍隊の作戰方針と一致し、國論を以て軍隊の動作を制肘するが如きこと無かるべし。左すれば軍隊は國家の人員と資力とを以て編制し國家の目的を達するためには交戦するものなるが故に、其行動も亦自から國家の意志と一致すべく、斯くして軍令は軍政を離れず、從て軍隊萬般の施設に對しても亦國務大臣其責に任ずるに到るべし。

外國の軍事施設を観るに、英國、佛國、米國等は皆な國務大臣其の責に任ず。故に軍の行動に關しては敢て内閣の制肘を受けざるも、其司令官は内閣の下に在り。又獨逸に在ては憲法に依て明確に軍令と軍政とを區別しありて軍令は嚴平として獨立の地步を占む。

吾人惟ふに軍令の範圍餘りに擴大せるの結果現時に於けるが如く、全然矛盾せる而かも甚だ危険極まる陸主海從の我が軍事施設を見るに到りたるにあらざるか。現に夫の勤務演習召集の如きも其一例にして、日常の生活にいそしみつゝある在郷軍人を、軍令上の必要よりして、全然其都合如何を顧ることなく、隨時に召集するが如きは其一例也。又議會に提出する豫算の如きも、其明細書に人件費、物件費の單價を示しあれ共、從前は平時編制を機密事項なりと稱して、議員にすら明示せざりしが故に、人馬の數を正確に知ることを得ず、從つて又豫算の正確を期するに由なかりし。斯して議員は陸海軍當局の提出せる豫算を盲目的に協賛するのみにして眞の豫算監督權は行はれ居らず。

第二、陸海軍大臣

吾人は緒論に於て陸海軍大臣の現役武官たること及び此の兩大臣が直接に上奏し、直接に宣旨を受けて事務を施行せることを以て、必ず弊害の

起るべきものなる事を論じたり。抑々立憲國の陸海軍大臣を何故に現役軍人に限らざるべからざるや、吾人は到底其理由を發見すること能はざる也。

第二、直隸機關

現時の陸海軍にありては天皇に直隸するの機關餘りに多し。曰く海陸軍大臣曰く參謀總長、曰く軍令部長、曰く教育總監、曰く十九師團長、曰く五鎮守府司令長官、曰く艦隊司令長官、曰く元帥府、曰く軍事參議官、曰く東京衛戍總督、曰く駐韓軍司令官、數へ來れば其數無慮三十以上に及ぶ。吾人は軍政の首腦たる海陸軍大臣、及軍令の樞機を握る、參謀總長、軍令部長の外は悉く、之を軍政、若くは軍令の機關たる海陸軍省若くは參謀本部、軍令部に隸屬せしめ、以て軍政及軍令の系統を正すべきものなりと信す。若し必要止むを得ずとせば天皇の諮問機關として軍事參議院を獨立のものとするも不可ならんも、軍政及軍令機關の外に、果して斯かる諮問機關を必要とするや否やは頗る疑問とすべし。又軍令機關としても、現時の如く參謀本部と軍令部とを併立せしむるは有害無益と云ふべし、凡そ一國の作戰大方針の如きは海陸軍相協力して、互に隔意なく、一心同體となりて定むべきものなれば、之を一個の軍令機關に統一すべきもの也。

我國が議會を有し乍ら今日に至るまで、軍事費に關して容喙し能はざるものは、實に軍政と軍令との範圍明確ならずして、軍政が常に軍事機密とふ軍令上の金城鐵壁の影に匿るゝが故也。吾人は軍備整理の第一着手として先づ軍事機密の範圍を必要止むを得ざる程度に縮小すると同時に、軍政と軍令との範圍を明確にして其系統を匡さんことを主張す。

第四、委任經理

委任經理は陸軍經理にありては極めて好都合にして且便利のものなるが故に、若し其運用の方法にして宜しきを得ば、之がために陸軍の受くる利益は蓋し莫大のものあるべしと雖も、之に附隨する弊害を避くることに努めざる可らず、即ち各聯隊共只管積立金の多からん事を腐心するの結果、勢ひ兵士の給養を粗惡にするが如きは最も忌むべき惡傾向也。今日の實際に於ける、兵士日常の食物を以て、之に要する豫算面の經費と對照するに於ては、何人も其の餘りに粗惡なるに驚かざるを得ざるべし。彼の元日の雜煮、軍旗祭の折詰等は、皆是れ平日の粗食に依て剩し得たる積立金の幾分一かを之に投ずるもの也。又陣營具經費の經濟の如きも極度に切り詰めありて四五十間以上もある厩舎に、僅かに「カンテラ」一個を點燈するに過ぎざるが故に

例へば放馬したる際の如きは其暗黒なるため、既而兵は之を捕ふるに窮す、而して大兵室、廊下、便所等亦點燈の不足なるがために其暗黒なること厩舎と等し。更に之を兵士の被服に見るに是亦極端たる切詰主義の結果、兵士をして襦袢、靴下、手袋等を自費を以て購求するの已むを得ざるに到らしめ、而して兵士の給金は敷島一個を買ふにも値せざる程に少額なるが故に遂に其父兄を煩すに到る。

之を概言するに現在に於ける軍隊給與の實況に對し、吾人は豫算面糧秣費被服費の全部を、之に投ずるも尙ほ充分ならずと思考するもの也。況んや此中より積立金を得んとするか如きに到ては、沙汰の限りと言はざるべからず。讀者よ、血税を以て國民の義務なりと稱して漫然之を放置し現況を將來に永く繼續するに於ては、彼の懼るべき危険思想の如きも、返て其の根底を軍隊内に扶殖するの患あらんか。之を以ても吾人は、國家が到底財政の都合上、兵士の給與を豊富にするの餘裕なしとせば、我陸軍力を國防上必要なる程度に縮少し、以て一方に於ては國家の生産を増殖すると同時に、他の一方に於ては兵士の給養を改善し、以て國防の充實を企劃すべきものなりと信す。

第五、乘馬委員組織の改善

未だ世に廣く知られざれども、乘馬委員の組織は委任經理の現狀に讓らざる不都合千萬のもの也。即ち各師團又は各官衙の乘馬委員は馬匹を買入れ、之を乘馬本分の將校に支給するものなるが、其支給馬にして五ヶ年の保存期限を経過する時は、乗用者に無償讓與せらるゝを以て、其の乘馬の所有者は適宜に之を處分し、再び改めて乘馬を請求することを得べし。此故に近時將校にして、保存期限盡くるに垂んたる乘馬を支給せらるゝを喜ぶの風ありと云ふ。吾人は何故に保存期限盡きたる乘馬を乘馬委員に於て處分し、其代償として得たるものを國庫に納むることをなさざるかを怪しむ。

第六、將校に厚く、兵卒に薄きを改むること

將校は彼等自身の撰擇したる職業なり。此故に將校にありては名譽の表賞たる武功勳章に年金を附するの必要なのみならず、恩給の如きも現制にては拾一年にして權利を生ずることとなり居れども之は宜しく文官同様に拾五年とするを以て其均衝を得たるものとす。殊に恩給年限を計算するに當り、從軍年と稱して、動員したる軍隊又は外國分遣若しくは臨戰合圍地と見做す地方に、假令一日なりと雖も在

勤するに於ては之を一年として恩給年限に加算するが如きは、實に何等の理由なき不都合の所爲と云はざるべからず。近時人權を重んずるの思想、世界を通じて益々盛なるに當り將校に厚く兵卒に薄きの現状を永續することは、所謂一將功成り萬骨枯るものにして従つて國民の不平を激發する所以也。是れ斷じて國家の慶幸にあらず。

第七、特命檢閲の弊害を除去すること 抑々特命檢閲なるものは檢閲の六七十日以前に發布せらるゝが故に、此期間内に於て、軍隊は演習を中止して或は被服裝具の員數を調査し、或は破損を修理し、管内の草を除き、馬糞の掃除をなす等、軍隊の目的以外の雜務のために、空しく其精力を疲らすを以て事とし。既に檢閲使來れば伺候式を其旅館に行ふ等の愚を演ずるに是れ汲々たり。特命檢閲の制度は必ずしも不可ならざるも、其方法宜しきを得ざるが故に、檢閲を受くる隊長は只だ單に自己の利害にのみ是れ急にして、軍隊の精神、眞價値を忘るゝに至るが如きは眞に痛嘆事と言はざるべからず。斯くの如くして徒らに形式を追ふの結果は、兵卒をして將校の馬丁の機嫌をすら伺ふの止むを得ざるに至らしむ實に言語同斷と云はざるべからず。

第八、召集事務の敏活を計ること 動員完結の遲速は國軍の作戰上に影響

すること大なるを以て、召集事務の完全を要するは今更ら言を俟たざる所なれども、十年乃至二十年に一度ある戦争をのみ顧慮して、繁文縟禮を極むるの愚を演じつゝあるは今日の現況なりとす。例へば在郷兵の旅行届は村長の手を経て郡長に到り、郡長より知事、師團長等を経由するが故に、其最後の人の手に届書の渡る前に、旅行者は既に歸家するを常とす。而して一週間以上の旅行、罪人、勳章、結婚、死亡、出産、健康の狀態戰時職務の通報、令狀の受領人、受領代人、通報人、等の愚にもつかぬ取調べをなすがために、師團長、參謀、聯隊區司令部、各町村の兵事係は重要視せられつゝあるなり。

第九、軍法會議構成法の改正 陸軍刑法は普通刑法以外に亘る目的を有するは勿論なりと雖ども、人權を重すべき點に於ては、軍人も一般人民も何等の差異なきが故に、佛國等の制に則りて之を改正するを可とす。其改正とは、即ち之をを二審制度となして上告を許し、辯護士を附するを許し、且其裁判を公開するが如きことこれ也。尙ほ場合に依りては之を普通裁判所に囑托するも亦一法なるべし。

第十、能ふ限り陸海軍共同事業となすべきこと 例へば火藥製造所の如きは何人の眼より見るも、之を海陸軍共同として何等差支なかるべく、又小銃、大砲

を製造する砲兵工廠の如きも、技術上別に大なる差異あるものにあらざれば、亦之を共同にするも差支なかるべし。

又海岸要塞に於て海軍根據地を防禦するものによりては、海陸軍尤も密接なる關係を有するを以て、現在要塞司令部には海軍參謀一名、鎮守府には陸軍參謀一人を配屬し以て其連繫を維持しつゝあれども、大口徑砲の操縦、水雷の布設、魚雷の發射等は海軍の特意とする所なれば其實際の操縦は假令之を陸軍に委するも、其計畫は海軍を本位に置かざるべからず。故に平時は兎に角、戦時は鎮守府の防禦を統一するが爲めに、防禦總司令官をしては鎮守府司令長官を以て之に任するを可とすべし。

●陸軍改革案 (三)

將來に於ける戰鬥の勝敗は主として兵器の威力如何に依て別るゝは敢て言を要せず。其威力の益々發揚するに従ひ、兵員の損傷を避けるがために、敵も我れも益々地形の利用に努むるに至り、而して地形を巧みに利用するものは兵器の威力と相待て其戰鬥力を増進するが故に、之を擊破するには小銃の威力のみを以てしては到底其目的

を達し得るものにあらず、故に將來の戰鬥に於ては強大なる砲兵の威力を最も必要とす。勿論將來と雖も戰鬥の勝敗を決するものは歩兵なるべしと雖も、砲兵火の威力強大ならざれば、歩兵は其勝敗を決し得ざるべし。從來歩兵は軍の主力として最も強大を要したれども、將來は歩兵に對して更に大に砲兵の砲數を増加するの必要あるべし。吾人は現在の一個師團歩兵四個聯隊に大砲三十六門の砲兵一個聯隊を配する比例を改めて、將來は砲兵一個旅團大砲七十二門を配當し、且野戰砲兵、野戰重砲兵の大集團を整備し、機關銃隊を増設せんことを希望す。而して將來の戰爭に於ては師團が獨立して戰鬥するが如き場合は稀有にして、多くは數個師團を同時に戰線に配列すべきものなるが故に、師團の騎兵聯隊は其動作區域非常に縮少せられ、寧ろ皆無に近かるべきを以て、各師團には單に傳令に用ふる騎兵一個中隊を附するに止め、他の騎兵は之を合して一大集團となし、以て充分に其威力を發揮せしむるに如かずと信ず。若し夫れ我國が各師團に一個大隊の工兵を附するに至つては各國に類例なき所にして、これ我國の如き地勢の變化甚しき國には或は其必要あらんも、既に我陸軍を用ふるの地が、大陸なる以上、其地勢に應じて必要の程度に縮少し、各師團に一個中隊を附する

を以て足れりとせん。方今兵器の進歩は野戦に於ても築城を必要とする場合多きも、築城のためには工兵の力を待つまでもなく、宜しく歩砲兵に於て各必要なる土工器具を整備し、自ら土工に任ずべし。工兵隊の多大なる結果、之を技術的方面に使用せずして、歩兵と同一目的に使用するが如きは兵を濫用するものなり。

以上は吾人の整理に關する意見の大體なるが尙ほ之に附帶して一言を要するは、國民の兵役義務を可成公平ならしむることこれ也。而して吾人は其實行方法としては、抽籤漏れ乃至不合格（不具廢疾のものを除く）の壯丁に相當の免役税を課し、以て入營者の負擔を分つを以て最も有理にして且可能の方法なりと信ず。或は神聖なる兵役義務は金錢を以て代ふべからすと云ふ論者あらんも、既に『軍隊生活と社會との關係』の項下に於て述べしが如く、之を社會的に觀察するときは、偶然の運命に依つて各人の兵役義務に對する負擔に極端の懸隔あるは、斷じて邦家の慶事にあらず。而して其負擔を比較的公平にするの方法は、兵役を免れしものに課税するの外なし。若し又納税よりも兵役義務に服するを擇ぶものあらば其意に任せて可なり。たゞ其課税法に對しては極めて細心の注意を拂ふを要す。吾人の考ふる所によれば、略ぼ所得税に準じて

之を累進税とし、富者よりは比較的多額を、中産者よりは比較的少額を徴し、而して極貧者には課税せざるを以て可とせん。今假りに、此方法によつて、年々所得税の半ばを徴收し得るとするも、約千六七百萬圓の歳入となるべきが故に、其三分の二を以て兵卒の給與を裕かにし、他の三分一を以て戦時出陣者の家族の生計を補給するための基金として積立つるに於ては、軍事のために彼る社會の損害を緩和するの効、蓋し尠少にあらざるべし。

尙ほ社會政策的施設として吾人の望む所は、一家唯一の生計維持者を兵役に徴せざることこれ也。何となればこれ獨り其家族をして飢渴に泣かしむるの慘狀を演せしむるのみならず、國家の生産を害し、元氣を損傷すること特に甚しきものあれば也。殊にこれあるがために、極端なる社會主義的思想を傳播せしむるの因となるの虞あるを以て、世の經世家たるものは、特に之を矯正するに意を用ゐざるべからず。

吾人の所論は略ぼ茲に盡きたり。吾人の不肖を以てして敢て如上の議論を試みたるは、聊か世人に對して、軍事を政治的、社會的、經濟的、財政的に觀察講究するの必要を警告せんと欲するの微意に外ならず。惟ふに、軍人部内にも卓絶せる識見を有す

る人士多からん。獨り訝しむ。是等の濟々たる多士は何故に今日まで吾人を啓發するの軍事論を試みざりしや。假令現役の軍人は軍律の拘束を受くるために已むを得ず口を噤せざるべからずとするも——而かもこれとても學問的に研究せる結果を發表するは敢て差支なき筈也——豫備役の軍人にありては、何の憚かる所かある。

吾人が敢て自から揣らす、國防整理論者の陳勝、吳廣を以て任ずるものは畢竟、後の賢者を待たんがためのみ。冀くは大方の諸君子、吾人の志を繼で、此皇國を擁護するの大業を翼成せられんことを。これ豈獨り吾人一家のみの問題ならんや

軍政改革論 終

明治四十五年六月九日印
 明治四十五年六月十五日發

刷 軍政改革論
 行 (定價金參拾錢)

不許
 復製

著作者 東京市麻布區本村町二百番地 西本國之輔
 發行所 電話芝二四六四番
 發行所 東京市下谷區谷中清水町二十番地 手島益雄
 發行所 東京市神田區駿河臺南甲賀町九番地 清水金右衛門
 發行所 東京市神田區仲猿樂町四番地 佐々木俊一
 印刷所 東京市神田區仲猿樂町四番地 秀光 舍


發行所

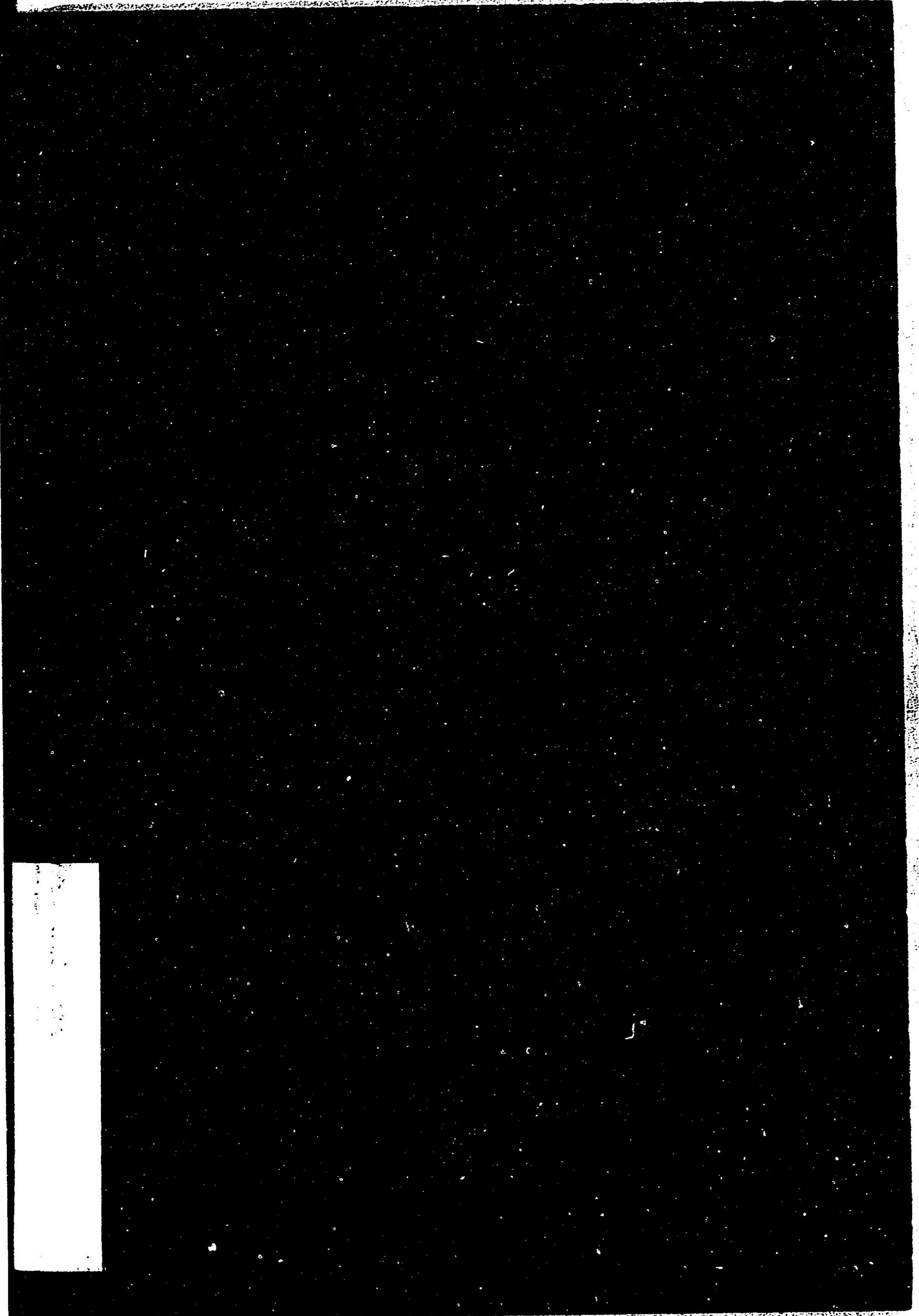
東京市神田駿河臺
 振替東京壹七八〇五番

電話本局
 四七四九番

興文館

809
91





Vertical text on the left edge of the black redaction area, possibly a page number or margin indicator.

339

91

Ⓜ

軍政改革論

西本国之輔 著

国立国会図書館

050972-000-9

339-91

軍政改革論

西本 国之輔 / 著

M45

BFA-0138



